

原本表紙(右)・変体仮名凡例(下)

あおえおかかしここけかおおえおえ
あははははははははははは
みれりらりらりらりらり
のののののののののののの
みみみみみみみみみみみ
かかかかかかかかかか
おおおおおおおおおお
ええええええええ
ああああああああ
かかかかかかかか
おおおおおおおお
えええええええ
ああああああああ
かかかかかかか
おおおおおおお
ええええええ
あああああああ
かかかかかか
おおおおおお
えええええ
あああああ
かかかか
おおお
えええ

田 中 賴 庸 君 木 村 正 辭 君
小 中 村 清 矩 君 黒 川 真 賴 君 批 評
栗 田 寛 君 飯 田 武 鄉 君

再

日本食文化研究

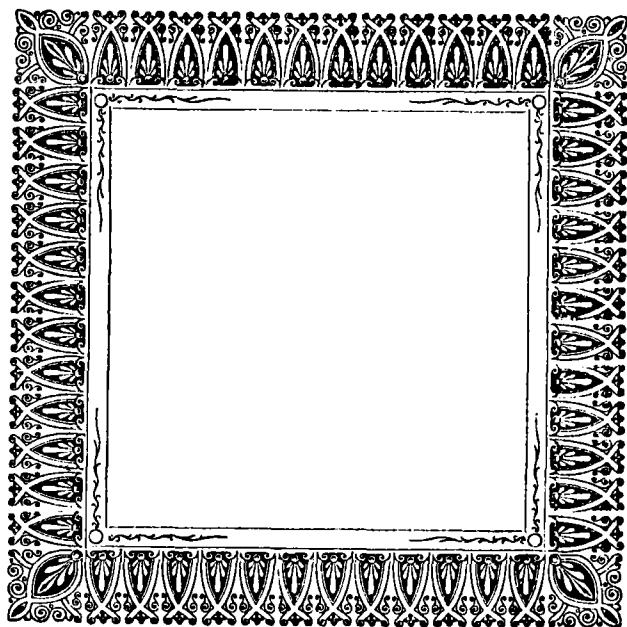
全

原名著

版

英人 ナヤンバーレーン著

日本 飯 田 永 夫 譯



例　言

一此書原本ハ西暦一千八百八十三年横濱ニ於テ印行セル「トランス・ア・クシヨンス、チフ、ゼ、エシアチック、ソサイティ、チフ、ジャッパン」ト云ヘルモノ、中ノ英人サヤンバー・レーン氏カ英譯セル「リコルト、チフ、アン・シエント、マタアス」ノ總論ヲ抄譯セルモノナリ

一書中人名ハ右傍ニ單線ヲ施シ地名ハ同シク双線ヲ施ス其他官爵等ノ名ニハ左ニ單線ヲ施シ原語ニハ左傍ニ双線ヲ施ス

明治二十一年三月十一日

署

者

識

チャーチ・英譯古事記

飯田永夫譯

〔緒論之部〕

緒言

日本より書籍と云ふ者出来てより以來殆、千二百年の間數多の書世アカデイアン語古代巴比倫人ノ
神道又宗教と云て論するをみれハ作者ハ上古敬神の風又記に載たる神祇の事跡を以てかく稱せるか如し
但し後世神道家といへるものも少しく混せざるにあらず其由ハ第五條古代日本の宗教云々ある條に附箋
清矩云編中所々に神道又宗教と云て論するをみれハ作者ハ上古敬神の風又記に載たる神祇の事跡を以てかく稱せるか如し
但し後世神道家といへるものも少しく混せざるにあらず其由ハ第五條古代日本の宗教云々ある條に附箋
レーン氏 譯

清矩云日本風俗思想ハ固有の者ミ誤解せしもの國人中十に七八なり然るに外國人却て此見解あるをみれハ國人の國書を讀まさる者多きを知るに足れり

正辭云支那と交際を開かざりし以前より出たる云く此所感服外國人よしてこの見解あり本邦人の漢字よりのみ拘泥せざる人ハ恥へきことあり

典籍としてノンアリアン印度の最古舊き文書の現存せる者に比するに尙百年も古き者なり此書の成り畢りたるより後の支那風盛み渡り來りて其か爲に固有の日本風俗へ湮滅するより至りされば日本事情を考究する者今の日本固有の者と誤解する事なく日本純粹の事實となれハ此を實よ日本固有の者と誤解する事なく日本純粹の事實を考究せんと欲せハ宜しく先古事記を第一とし其其他萬葉集祝詞等の二三の書を見るべきなり

此古事記も支那の文字を以て記したる者なれハ支那風の感染なしとい言ヒ難しされど他書より比れば其感染するところも僅少として他の類とい異なり此書又載る所の傳説及風俗の中に或は元、古代日本人の固有する所又あらずして支那印度より移り来る者ありとするも此撰者よ於ては日本の固有と信しする者にして又後世の記者の風

習に倣ヒ漢文以て潤色する如き弊習なし又後世歴史家の支那と交際を開カざりし以前に出たる帝皇勇將等の言語を美麗なる支那語と爲して口に美麗なる支那語を入れて大に日本當世の氣風に適せしめたれども此書の撰者ハ務メテ此潤色を去リしを以て大々其好愛を闕キたりされど歐洲學士より此類の典籍を閲するハ慰の爲アラズ事實考究の爲なれハリ、純粹なるものこそ好シタれ日本博識なる學士も又皆此書を以て第一等に置ケリ

日本事情を考究せる者の爲に古事記の最も緊要なる事ハ近年歐洲學士の能く知レル所となれり故に其學士の著述を視るム古事記より抄書せる僅一二の片言小詞と謂ヘとも處々引用せり即アストン氏の日本文典の附錄又亞細亞協會事務筆記より印載したるサトウ氏祝詞卷中にハ時々其抄文を舉ケテ其名高く又クムペルヤン氏の獨乙東洋

學會雜誌中の有名なる論文に直々古事記の本文を翻譯して引證したる所の無しと謂へども其ノ日本文明の起原に就いて推考せる所の畢竟古事記の傳説を根據とせり然れども今迄洋語を以て譯シゆるハ古事記全文の二十分の一にも足らず且歐人徃々古事記の体裁趣意及其目錄等に就いて誤謬の見解を爲せしより日本の事を論せし書も又誤多し今余輩ハ古事記ハ何なる者ありしや日本人の古傳説風俗及思想は何にありしや此等の事を明瞭あ了解せしめん事を冀望し爰に英語を以て古事記全部を翻譯すかゝれハ此ノ譯書ハ歐洲學士の爲よ時々引證の用に供すべく又原書を見る時の助ともなりぬへしとの目的にて斯く一書を備へ置く又あれハ頗る其ノ体を嚴密にし古事記の本文に從つて一字一句も等閑よせざるあり古事記ハ後よりも論するう如く其ノ文体華美を旨とせず妙み朴素の調子なれば英語にうつすもまたしか

らざるをえざるなり原書中よて故ありて英語もて譯するを厭フ所わ
り其ハ不良の部分あり永夫曰不良の部分ニハ猥褻ニ思へる然れども其を羅甸
語に譯シナバ亦之レヒ非難する者あらざるへしと思ヘリ

右緒言を終、たれハ是より古事記を講究するの法又英語に譯サんと
するの用意數ヶ條ヲ掲々次々逐々之レヒを論述すヘシ其簡條を擧クれば
則左の如し

- 第一 古事記の信すヘキ事及其性質又異本評観
- 第二 翻譯の方法の事
- 第三 日本紀の事
- 第四 日本古代の風俗習慣の事
- 第五 日本古代の宗教及政治の思想日本國の起源及日本古傳
說の信すヘキ等の事

○第一 古事記の信ずべき事並異本の評說

古事記序の末段又於てハ惟原書編輯の出來のみと記シ亦其ノ大意を説明シ其ノ文始メにハ華美なる漢語にて紀事引證し後にハ專ラ事實を主としたる文体を以て序と結ヒたりされとも尙其ノ意義の十分ム明瞭ならざるに似シ其ノ編輯の由來を平易ム陳述し歐洲の學士をして一層明瞭に了解せしめんこと緊要ならん此は既にサトウ氏の純正神道挽回論亞細亞協會事務筆記第三卷より中ム出されたれは爰にハ只其ノ文を抄錄するを以て足レリとす其ノ文左の如し

天武天皇の御世の何年なりしや記サれすと云、とも天皇は諸家の賛たる所の記録比正實に遠盧偽多くして真正の傳說の之レか爲に滅ヒむ事を患ヒ之レを保存せんか爲に諸家の舊記を撰錄して之レを校覈し其ノ偽と削、實を定、後葉に傳へんとし給へる時に舍人あり稗田

賴庸云

古事記を阿禮が記
聽とのと思へれし
よや日本人よしさ
る考あれど然らず
序とも阿禮所誦の
舊辭といひ於姓日
下謂玖沙珂云く如
此之類隨本不改と
あるよ目を注くべ
し公望私記も引る
說よし今安齋撰日本
紀之古語假字之書雖有數十家皆以
勅語爲先と有て悟るべし阿禮ハ和
銅比ハ已よ亡人の數ならむも知る
べからず

の阿禮といふ此ノ人強記にして一度看たる書は誤ル事あく能く之
を口誦し一度聽キたる言ハ決してこれを忘失せざりしらば天武天
皇即チ此ノ人ふ命じて眞正の傳説及先代の舊辭を誦習せしめ其ノ全
部を心中よ暗記するよ至^トりされと未其ノ事を行^ハずして一部の書を編
すしての天皇崩ヒ給ヒ爾後二十五年の間古事記と名付^ケたる所の者ハ
意あらん天皇崩ヒ給ヒ爾後元明天皇安万^一呂^二勅し
て阿^一禮の誦習する所の言語を記錄せしめ僅に四ヶ月半よして
稿を畢^ハたりと云フ此ノ古事記脱稿の時に阿^一禮ハ何歳なりしう記^サ
れされとも天武天皇の御世の時^ム其ノ年齢二十八年と記^シたる處あ
れハ此ノ時蓋シ六十八歳に過ぎざりしならん又六百八十年に天武
天皇より編史の前勅の下^シしと六百八十六年^ム天皇崩御の頃^ム
親^ヲ古事記編輯ふ從事し給^ヒしと此ノ一事^ム由^ツて之^レを推^セば恐^ラく

ハ同帝崩御の同年に阿禮に誦習は勅諭ありしと斷決するも理なし
とせず果して然らば七百十一年に當りて阿禮の年齢僅かに五十三
歳なり古事記成の時乃七百十一年より五十三あるあり

此の抄文に述へたる如く天武天皇の前勅ありてより其ノ勅を奉して編
輯したる歴史ありしの其ハ早く既に世よ失れたりと云フ事通例の
說なれども平田氏の如きハ此ノ前勅ありて古事記編輯の事出來たる
者にて前後一物ある事を論じたり若シ此ノ說の如くならハ古事記ハ古
典の今日よ傳へたる歴史中よ於て第三等と占ムる者にあらず第二等
にありとぞ何とあれハ六百二十年ふ一部の歴史の編集ありたれども
六百四十五年に至リ災火に罹リ焼失したればなり永夫曰此ノ燒失の書
者ハ舊事記もらん抑前に述フる所よ據ば古事記撰者と名付ケべき者ハ何人なりや之と云フ
事甚難し天武天皇稗田阿禮太安万侶孰も皆撰者の名を分有し

て可ならんされども此等の事へ余輩の緊要ある論旨よあらず且文
中阿^{ミタマ}禮の功勞を説^ク事稍其^ノ實に過^リ只此^ノ純粹なる國史^ノ天武天
皇の御世に其^ノ修撰の計畫を始^ム其^ノ嗣君の御世に至^リ安萬^{ハシマ}侶^ス朝臣ち
よ者遂^ニ其^ノ事を成功したりきと云^フヘキあり

若^シ此^ノ他に古事記の由來に就^キて右に述^フる所より一層明瞭確實なる
證據を得る事わらは大に學者を満足せしむる所なるべしと云^ハども
當時讀書著述^ノ從事する者甚少なく且殆^ド此^ノと同時に頗る能く世の
人氣に適合せる歴史^{（日本書紀）}を編輯するの舉ありしを以て自然^ニ
古事記の證明ともなるべき事實を失^ヒたる事多し然れども日本ふ於
ては近年に至^ル迄文書を偽作するに風わることを聽^カざれば（本居氏
の先代舊事記を偽作なりと説^クたれども近世の學士中よ之を評して
輕忽の言なりと云^フ者あり）此書の正書たること信すべし尙之レを證

清矩云日本よても
近世に至るまで偽
書を作るもの往々
あり又現行の舊事
紀の偽撰ある事は
論を俟たず本居氏

の説を輕忽せ云
ふハ強て其説を破
らんとする人の言
にて探るよ足らさ
るなり

正辞云此處の論說
いこよし

滑矩云古事記よ譯
文體裁を用ゐたる
ハ當時未だ片かる
手かるふこの便利
あるものあきによ
りて也按るに當時
祝詞宣命の如く日
本の文法よ從ひて
漢字を排列したる
もの既に世よ行ハ
れし事ハ續紀の文
よても能く知らる
く也然れども國史
よ至りてハ其文冗

する者あり抑日本書紀の朝廷に用^ヰられし以後之舊時の傳説を漢文
体よ書する事一般の慣習なれば若シ古事記の撰者よして第八世紀以
後に出てたりせハ豈當時漢語を以て舊時の傳説を書するの風習を脱す
るを得んや又能く其著述の名譽喝采を得るに足^ヲさるか如き彼の文
体を以て撰錄すべきや必當時日本の諸著作家と一般に華美ある漢
文を用^ヰて編輯せしならん(撰者の序文を視るに若シ漢文を以て記^シん
とあらは能く漢文に記^シ得べき學力あり)若シ又既に國語を以て記^シた
る歴史のあるありと聞カセ日本^ニの文体を用^ヰ日本^ニの文法に從^ヒて漢字
を排列し其^ノ助辭語尾の如き祝詞の体に從^ヒ假字よ寫せしなるべし然
るに今古事記の撰者を視るよさせずして漢文體裁を用^ヰ漢語に日
本語を寫すの傍時々其^ノ体裁を破^リて假字を以て處々に日本語を補寫
したりされば則此^ノ學や文章の上を論^ヒなハ漢文假字文ある二^ッの異

長よりてかくハ
書さり難きより
是非ふく拙き漢文
さし其間に邦語を
挿たるものあり是
れ當時一種の文體
あると古事記よ限
らす古き金石文る
こなまても知らる
但し金石文の方ハ
多く漢文に拙きよ
りしてかゝる體よ
りしもあるへし

清矩云前云へる
如くあれハ古事記
ハ和漢混淆文の始
ムハあらず其以前
よりかゝる文體あ
りし也神代紀に一
書さいへるものゝ
原書又纂記なさい
へる書體も恐らく
かゝる文あるへ
きと思へるゝあり
ある者を始めて結合せる作法あり或ハ又假よ古事記の撰者七百十二
年より僅に百年の後よ出たりとするも其、古代の言語と摸擬し又は
想像する此の如く巧なる事はあるべき事と思へれす何とあれハ第八
世紀は實に日本語の一大轉變の期として此の時中古の日本語と上古
の日本語と交換し爾後學者の注意そる所は獨り支那文學のみあれハ
上古の語勢を知ル由なく又此時においては歌人よりも既に廢れた
古言を以て其、歌と修飾せしことなといふく古風に修飾なとする
ことは其後書籍の多く世に廣りし時よあるあり實よ第七世紀第八
世紀第九世紀の間に於きてハ其歌人のよみし歌詞と其常に談話する
所の詞と毫も異なる所あきものなれハ万葉集古今集(第八世紀の中
間と第十世紀の始に於て勅を奉して編輯したる一大歌集)に就て其
歌詞の年代區分と調査せずとも只其、歌を見れば其、年代を分ッこと

武郷云此處よくこ
られたりかくまで

論したる説ハ御國
人にして未たいひ
しなきかす

も難のらず

されは古事記の撰者の言語を摸擬し又は想像して作るよおらるる事知^ラれたり只撰者古事記を編輯するの際其^ノ意義を助^ケ又其名詞の正音を失^バさらむ事を欲して假字以て寫^シたる日本語（此^ハ總^テ上古日本語也）^ニ就て^ハ己^ガ意を加^ヘし事はあるべし又或説^ム古事記中^ニ載^セたる歌は或^ハ撰者の製作に係^ルあるへしと云^フ者あれとも奇怪の説^ムして取^ム足^ラす其^ノ七百二十年^ニ完成したる日本書紀中^ニ古事記の歌に同^シき者を載^スる事多きを見て知^ベし或^ハ又此^ノ古事記^ニ精細^ム假字を以て載^セたる歌の後の部分^ニ第八世紀以後に係^リ其^ノ前^ハ部分^ニ稍此^ノ時代より早かるべしこの説あれども余輩^ハ既に能く日本語の沿革を熟知し又能く第八世紀より今日に至^ル迄の典籍に徴^シて其^ノ語に沿革を推知したれハ此^ノ説を信する事能^バさるあり唯余輩

賴唐云詞句訂正云
ハ三百年以前の古
人ハせざるにて
古書より少手を入し
ハ契沖に始まり國
學者流より至りて極
れりさる弊ハ橋氏
も早く云る說あり
今譯者も古寫本の
缺を見渡されむに
ハ予言の誣さるを
明すたりある

其ノ歌の數多き今体より近き者を第六世紀の製とし又其ノ風情体裁の古
雅なる者を是より一二百年以前の作と見ハ乃ナ或は此ノ推測其ノ當
を得る事あらんとす何となれハ日本に於て文書を用^{ナガ}たるハ第五世
紀の初より始まりたれハ夫の古代の神人勇士の作なりとして貴重せし
歌の如きも此ノ時代に於て始めて之レを漢字に寫し其ノ意義の了解し
難き所ハ傳説の儘に是レを贋寫し又其ノ詞句ハ謬^{ハシ}アリて且美あらざ
る所ハ是レを訂正せしるべしと思考するは是レ理の當然なればなり
今一言以て云^ハんに日本の註釋家中にハ上文よりも云^ハる如く其ノ古代
の史記を駁撃して是レを偽作なりとしたる者あれとも獨り古事記に
至りては其ノ真偽を疑^{ハシ}アリ^カ若果^{シテ}古事記にして最^モ誠實にして最^モ
古き書ならずとせハ近年古事記の學派と日本書紀の學派との間^ス討
論絶^エさるを以て必^ス其ノ瑕點を發見指示する者なきの理なし

中世の間ハ漢書佛書の外ニ日本書ムテ刊行セシ書籍甚多ラス古事記モ亦寫本の儘モテ神官輩の庫中にありシテ其ノ後國家太平ニ復し讀書を好ム風普く行ベれ日本の書籍の謄本たりシ者漸く上木せらるゝよ及ヒテ古事記の謄本の始て刊行せられたる者あり此ノ板本ハ千六百四十四年の刊行ニ係リ後又千七百九十八年是レ再版したゞ古事記を専門に學フ者ノ爲モ最モ緊要なる書なれども世上に其ノ書甚稀なりキ後又古事記の刊行せられし者あり此ノ本ハ千六百八十七年神官出ロ延佳の出版ニ係リ其ノ本文を改正したる所は緊要なれ共其標註ハ緊要なる所少なし前上の二板とハ通例是レ舊印本と稱し單に古事記と云ヒ後の板本は鼈頭古事記と稱して各三卷あり其ノ後又出ツる者は本居氏の古事記傳にて是レ感賞すへキ貴重ある著述にして日本文學上に誇示するを得る者にて千七百八十九年より千八百二十二年

又至る迄の印行にて全部四十四巻あり其十五巻は本書第一巻の註釋に係り十七巻ハ其ノ第二ハ註釋又係リ十巻ハ其ノ第三巻の註釋に係リ自餘の二巻ハ總論目錄等又係レリ此ノ註釋書ハ通常學生の望ムを満足せしめ且其ノ文体快麗ムとして原文の乾燥したる文に彩色を加フる所多しされども氏は熱心ある神道者最負たれハ其ノ意又協々さる章或は意義の最モ理解し難き句又遭遇すれば往々其ノ説を誤ル者あり又氏ハ屢々其ノ師眞淵氏の説を引用したれども此ノ説を述べたる眞淵氏の自著の書世上に乏しく今記者ハ一寫本をも見るを得ヒ又東京書籍館又も是レシ藏せず又此ノ書又次て刊行せる古事記の稍緊要ならざる書一枚舉すれハ古訓古事記ハ千八百三年の刊行又係リ本居氏の門弟の一人其ノ師の古事記傳の訓を附して再板せる者又して其ノ古訓たる名號は正クらされども亦参考又頗ル有用の書あり古事記標註ニ千八百七

十四年の刊行村上忠順の標註する所また千八百七十四年の刊行坂田
鎮安の假字古事記の原書の本文より今代の訓と附し隨意に尊稱等を訓
中に挿^ミ其^レを以て本書の原訓ありと主張し惑を生せしむる書と云々^ト
べし又千八百七十五年の刊行より植松茂岳の校正古事記あり以上
總^チいつれも三卷とせり又美麗なる薄葉に摺^リて一冊となされたる古
訓古事記あり又千八百七十一年藤原政興の神字古事記あり全部四卷
にして他に賞すへき所なきと實に珍奇なる書あり此の近代日本の
或る著述家が古事記を一種の朝鮮仮字に直し上古神人の用^ヰたる文
字なりとし之^レに神字の名を附^ケ尙近代の假字訓になしたる一種の古
事記あり

右に載せたる古事記の外より同書より大に關係を有する書籍あり其ノ數
頗る夥多として枚舉するに暇あらず今其著名なるものを舉くれば神

代正語と稱する三巻の書は千七百八十九年の刊行として本居氏の著述する所なり神代正語常盤草は細田富延の著にして神代正語の註解あり譯者は反譯の際この書の考に據ると尙うらす又古史徵及古史傳と名付ケたるものあり其ハ千八百十九年に刊行を始めたる平田篤胤の著述あり（語學上殊に感賞すべき書にして本居氏の解する事能はざりし難義をも解したる事尙らす）不幸にして上木せし卷數未だ神代の末尾にて精細あれハ卷帙も亦浩翰として古史徵さざもに既に世よ顯されたるハ四十一卷あり

又稜威道別は千八百五十一年刊行を始め獨守部の著述として日本書紀を註釋したる有用の書なり稜威言別は千八百四十七年の刊行にして亦同氏の著述あり古事記及日本書紀に載せたる歌を解したる有益あるもの也因よ云稜威の道別稜威の言別もいまた又難語考（一名山彦冊子）は千八百三十一年の出版より全部三巻より成りて殊に解しうたき詞

賴庸云大凡の學者
は各その學祖に私
して契沖ふを古
學の祖とも云るも
のふきを今かく說
れたるは予の心こ
情令を云べし契
沖の著書ハ外よし
最多かれハ廣く見
渡されよかし

句を解釋したる辭書の如くもして難語及隱語などを解きてあかし
を與へし事歎からず又日本書紀通證と云へるハ千七百六十二年谷
川士清氏の著述にして全部二十三卷あり漢文の書として實み心勞し
たるものなり又爰に厚顏抄と云へる書のことと記さん此ノ書は日本古學
家の祖とも稱すへき僧契沖の著述にして日本書紀及古事記中より載せ
たる歌を解釋したる者なり其ノ說の中には近年細密なる註釋書の出
たるにより陳腐ふ屬せしもの多しと雖も尙どるへき說あり此ノ書ハ
千六百九十一年に既に脱稿したれども未だ是レを刊行せず今余輩ハ右
に載する所の諸書及和名類聚鈔、姓氏錄及新井白石の東雅等の辭書
或ハ參考書等より助けを受くる事最も多し然れども此等の書ハ本
居氏の古事記傳中に大抵是を引用して餘蘊あるか故に一々其出處を
此ノ書に載せず又此等の参考書類は古學に從事する歐洲學士にあり

ては固より欠べらざる所あれども必其ノ説信すへきものゝみといひ難々れい見ん人宜しく注意して取捨すへきなり余輩ノ右参考書の助を受たるとを謝するの外又稜威道別及稜威言別中其未刊の部分の謄本と借用せるとては有名の學士橘道守部の孫なる橘道守氏に謝せざるべからず實に此謄本ハ古事記本文の難義を理解するに必要な書なり又日本植物名稱よ對譯すへき英語及羅甸語を知り得たると付てハサトウ氏に謝せざるへからず又動物名稱の事に付てハブルック・ストン氏及波江元吉氏に謝せざるへからず

以上述る所と安萬侖の序文に述ぶる所とを比較すれば原書の性質を理解すると難からざるへし今聊う本書の文質よ就て云ハん歌訳部分ハ意義を示さず只音聲のみを顯へす爲め用ひたる漢字即ち所謂萬葉假字を用ひて句を逐ひ音よ従ひて是を寫し又其他の散文は日本語に

讀下し得べき頗る陋劣ある漢文を以て是を寫したり又文中日本の語辭多きのみならず日本語と對する適當なる漢字なきときは假字をして其の語音を寫すにより漢文として見るときは意義の通せざるものとなるよ至れり今原書の本文中假字よて語音を寫したる文字の多きを視れば假令序文に既に其訛なしとするも古事記ハ純粹に漢語よ讀下すべき爲よ作れる者にあらざりし事明なり今接するよ本書は后世日本に行ひるゝ一種の讀法よ從ひ(そハ純粹の支那書を讀むにも亦此法を用ゆ)半は日本語よ讀み下し半ハ漢語に讀下すべき爲よ作れたるものゝ如し然るに近世日本學士の一派ハ外國の事物を擅斥するの甚しきよりしてこの舊典たる貴き古事記ハ始めより専ら日本語よ讀下すべき爲に作れるものありと主張し殊に本居氏は上古の日本語を他の書中より詮鑿して古事記の全文よ盡く其訓を附し只應神天皇

清矩云古事記の始事記以て讀る悉訓
邦語を以て讀る悉訓
したるもは漢邦語の類よ讀む讀決
しけん書の類よ讀む讀決
み半は漢邦語よ讀む讀決
らもそは年も真福ある讀決
よ引たる讀決
の訓をみて讀決
の音の如くか、も論者らは讀決
天武天皇の御禮は僅くの讀決
所謂本邦語は御禮は僅くの讀決
久云所謂本邦語は御禮は僅くの讀決
如久云所々假字御禮は僅くの讀決
訓習の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決
の御禮は僅くの讀決

の御世に日本に渡來せし一部の支那書(論語千字文)の題號と朝鮮王
一名外三四名の朝鮮人支那人の名の外の漢音よ讀むものからしめ
んど心勞せり此事ふつきてへ日本諸學士の説いか、いふぶん其
是非ハ始く是レを論せず歐洲の學士ハさまで日本語を靈しく貴さ
ものと信せざるとなれハアストンの説其ノ説載せて氏ヲム據り本居氏の
此訓法は第八世紀の頃日本の史學家か古事記の本文を讀たる訓法
とい異なりといひんとす

第二 翻譯の仕方の事

前又述たる如く訓點の論ハ今ハいと緊要あるものよあらす余輩の本
書を翻譯するハ原文を基礎とし諸家各氏の私訓ハ勿論本居氏の訓點
ムすら據らざればなりこの故に本居氏が名詞又ハ動詞の首尾に加へ
る文¹書ふしけん書の漢語だけを立たしもしにかため邦語の古事記
たる尊稱の語に心をとめずしてよつとめて字句のまゝよ本文を移

なうるはしき古言に訓けんや否は古語を交へて讀たり云說を論するの
再云古事記に限らず古き金石文に漢文を交へてあれと云ふ者皆邦語にのみ讀ふしたりしとをも思ひ合すべし

賴庸云本居氏動詞云々尊稱の説はサトウ氏云る説にて
本邦人は未ださる方よ目的の及さるを歎しか今又委しく論はれたるは敬服の至あり但本居氏の誤正修補に至ての誤正修補あり本居氏が引る記の眞福寺の摸本井村井本の眞本を指されたるは本居氏が引る眞事記の一の多き世より本居氏が引る眞事記の眞本を校訂するは本居氏が引る眞事記の眞本を比を今本居氏が引る眞事記の眞本を比を

すとよ力を尽しう余輩亦或ひ尊稱を加入したる處われともこれは本居氏の満足する如く多くは加へずされと本居氏が本文の誤字を改正せしものなけれ其私あき事知るへ々れりあり又舊印本よ誤謬あるゆゑは大概當時文字を寫すよ楷書を用ひして草字にて寫したる原文を注意せずして上木せしよ因るものと見ゆ又原書本文の讀方區々にして定訓なきときハ余輩別よこれの考案をなしまた十分緊要なりと思考したる訓方あるをは標せり又稀にハ本居氏のよしとせざる訓方をどる事もありの時よハ常お本居氏の訓方を脚注よ記しあきぬ原書の大体を解する事と日本の古書を專修したる人よハ難ら事なかるへく且既に述べたる如く感賞すへき註釋書ありて學者の参考すへき事甚多しされとも本文中の歌におきてハ解釋うふきふし甚多く頗

ば完全無缺の本
頼庸書云草字の誤云
はい難くもむ
いハ國學者流の誤云
はれこれ然るの常
學の開けし比は維
新已後さハ古き字
書も世よ出さりし
は漢字ハ清人の
字書より外ある
かりしうハそれより
合さる古字は皆某
の誤さう草の手の
謬ミラ種々の説を
付て古語を解ひ然る
に今さなりてハ然る
らす古事記万葉よ
も本の體みて宜き
多るるをや今其
の如きを改玉枕
金環通ひて石棺
を以て釘也亦釘
久自利全女義通に
に本釘久切取す
か改鏡に契通ひて
し聞ひの如すに
か也

難語あり且疑ひしき語句ありて諸家各々其註釋を異々せり今此
脚註に於て（其註釋を要せざるものゝ除き）一々歌の詳解をあせり先
其初々其歌の大意を説きて後に語辭の意を解き又異説にして見る
ふ足るべき論あればこれをも記しぬ此脚註をさとり得るより日本
文典の一ニの名稱の外に日本の歌學上々用ゐる枕詞てよをハ
序句等をよく辨ふると必要ありこの枕詞の如きハ其言詞と飾るまで
にて戯づれに似たるものありて其意義明瞭あらざるものあれハ下に記し
たる一例の外（例さハ沼名河媛命の歌の如きの誤を釘を以て釘也亦釘
久自利全女義通に本釘久切取すの如きを釘也亦釘久切取すの如すに
か也）
原文を羅馬字に寫して此書の附錄とせりこれ原書につきて歌を學ぶ
もの語句の疑ひしきものよあたりて己ゝ説を立てるの便利あるべくし
のみならず又此歌ハアルタイック言語の最古き手本なれば及
んかきりは力を尽して世よ公布すべきなり

正辭云方今の學者
事を考ふるハ迂遠
なりといひて度外に置く一般の習な
るのさすの外國に餘りあり此あると
正當なると感するは方の學問爲に
遠りの論説をうの迂たるハ
きせまほしふ者

古事記の原文ハ他の日本書の如く章節の分ちあくして歐洲書籍の分段あるものと異あり原文中神名人名を列記したる文の後又小字の註を入れて系圖を記したる處又發音を示したる處るとて讀切の處われど暎と分段と名つくべきものに非す原本第一卷の終及第二第三卷の天皇崩御の處の外文章の分段あるとおしされど今此譯書も原書ならび文章を分けずして作る時の元古文モトとして見る人を厭かしむへきものをますく厭ひしむへき嫌ひあれ直しつ此よ過きたる忠實は無きと、思ひる何とあれ、英國の詩にても此れと同しく段落あく一々續きよ書き續けるべ無味ある者と愈讀むよ堪へ難うらしむへけれなり其は神代の部にハ既に日本學士の附し來りたる條目ありて日本學士の用ゐること、なりぬれハ今はこれによりて分ちぬ又人代記ある第二卷第三卷ハ天皇の御世々のよりよよりて自然よ分つと

を得へしこのやゑよ譯者は此自然法によりて段目を付し章節を分つ
との便をとれり此書の一卷に於いては本居氏の分ちたる條目即チ古
事記傳の總論中より述へたる段目を變せずそのまゝに用ゐたりさをと
第二卷第三卷においては本居氏の分ちたるに従ひ難きところあり
何とあるれり本居氏ハ大概天皇の御世ノノ據り文を分ちたれども今
これによれり本居氏ハ過ぐるとあり又各天皇の都し給ひし宮殿の名を
以て毎段の條目と爲したれども日本天皇は宮殿の名よりもろの謚號
にて知れたる故に氏か如くせば往々讀者の迷惑を來たし且参考に
も不便なれりなりよし本居氏ハ熱心の愛國者あれば後世支那の慣習
よりあらひたる謚なれば用ゐすどもあらんされど外國人として此御謚
を廢て、用ゐざるの理なし今此書の第二卷第三卷においては天皇
の御世の長き文とはよく分ちをなし而して天皇の謚を掲げて毎段

の題目と爲せり然れども原書をよむ者をして此ノ譯書の何某の處ハ古事記傳の何冊ムはるをしらしめん爲に毎紙の右邊ム古事記傳の冊數を單鈎中に書入たり原書の註解ハ其ノ字行ト本文と分ちて譯し其小字に書したるハ此書ム於ても亦小字を用ひて印刷す註解中文字の發音のみを示したるものは刪りて譯さず何となれハ本書を外國語に翻譯して既ム原語及文体を外國のものムなしたれハこれハ譯するも其用あければなり又歌モ亦其ノ字行を本文と分ちて別節の如くに印刷せりこれモその讀者ム見安うらしめんことを欲してあり又時トとしてハ止むを得ずして大切な語を譯するの際原書に載せざる語を書入たるあモそは雙鈎中に入て以て原文と分ちぬ譯者の自註は各紙葉の下ム記載しぬれと只原文の字義のみを解するにとリまるのみ若シ本居氏の如く他書を引用し其要旨を説明し古事を引用して其ノ簡単なる字

句をも證明せんにはあの～大部となりて此ノ一冊子の盡そところ
又あらすかくてハ考究者も多年の苦をうけ讀者も大よ第せんことを
憂へてかくなせしなり又顯宗天皇崩御の後ヨイタリては自註を載せ
す何となれば原文に述ぶるどころのものハ日本紀の系統を註解した
るもの、如くにて更に見るところなけれはあり

外國の言語又して彼我の二國の語辭同義あるも全く相同意きものハ
いと稀なり故ふ今日本語を譯するゝ行文の意に従ひ一の日本語を譯
する二三の英語を用ゐざるを得ざる事あり然れどもこれ輓近歐洲の
風にして古代の日本風又あらざれハ讀者本文の意義を誤解せんこと
を恐るもゑに譯者ハ此思考の變換をさゞ務めて譯字を用ゐるゝ制限
をなしふきは今英語中ふ全く同義の語あらざるゝ爲に英語に移して
其意義を誤まることを免かれざるものありこれ則多くは名目あり今

都道府縣等の事務機關	Governmental	政府
監理	Supervision	監督
県	Departmental	縣
郡	County (國分・區分・縣・局・省)	郡
領主	Suzerain (大諸侯・如 [*] 者)	Lord (主・君・公・領主)
諸侯	Court (朝廷・內廷・侍臣)	Noble (貴族・公卿・諸侯)
王	Suzerain (大諸侯・如 [*] 者)	Prince (王・皇子)
王室	Princess (女君・女主・内親王・候妃)	
領地	Territorial (土地・地方)	Fjord
貴子	Lord (貴子)	
貴女	Lady (貴女)	
神	Deity (神・天主・木像)	
公爵	Duke (公爵)	

眞實・確實・忠信・質樸
True (眞實・確實・忠信・質樸)

國君・君主・主宰
King (國君・君主・主宰)

尊嚴・威風
August (尊嚴・威風) Child (小兒・童稚・孫兒)

小兒・童稚
Augustness (奧窩)

管轄者・主宰者・元首
Ruler (管轄者・主宰者・元首)

首長・歐人・大將・指揮者
Chief (首長・歐人・大將・指揮者)

貴人・大臣
Grandee (貴人・大臣)

貴族・公卿・諸官
Noble (貴族・公卿・諸官)

主君・公・領主
Lord (主君・公・領主)

右に記したる表ヘトモ一々ハサウエムハ總て用ひたるトガ禁
別の意義シ通はしむだぬどもハ上ニ記すたる名ば然へて尊稱也
シがた姓ヒシスヒ半體したる一體大名田ヘト原書みて一々これも

區別したれば此書よ於ても亦各々これか譯語を充てゝ區別し且日本の語義を保存し得べき所へ之れを保存せりされとも務めて原語の字義と失ひざることに注意せり譬へオミハ本居氏のいわれたる如く大身の意ならんとおもへは英語のクランデーに譯しましたムラジハ族長の意なる二語より移れるなればナーフとす其'他ワケどいへる名稱又至りてハ其'語原字義どもにいと疑ひしき所あれハ只之レヒロールドと譯す又ヒコヒメは實よ其'日子日女或は火子火女より由來するも上代の時よりはやく其'本義を失ひて只尊稱とせしのみあれ英語のプリンスプリンセス或はローレルシディイを充てつ又あるひハ只ユースメーテンの義よ用ひたるもあり

さてカニ、マ、シコ、ミコトの四語の事を論せんよ先ツマといへる語よ
り述ん此語の由來ハ詳のならざれと日本語學家の説みてハ此'説尊

賴唐云尊命ハ命令
の義なるハ私記の
容本に明なるを釋
記に引る物ハ御事
さあるハ疑ハし誰
も御事の義に思へ
ざきにハあらざる
存し

稱の御と同じ義理なりといへりされど意譯すれば漢字の眞の字を充
るを以て譯者も亦此真と同意なる英語のトルーと翻せり但此語ハ尊
稱にして別に意義なきこと心得へしさて又ミコトといへる語は
其ノ義御事といふ熟語あれは今ハアウガスト子スとす此語ハ尊稱に用
ひて稍笑語のマシユスチ一及ハイチスとひとしく貴き人名又ハ神名の
下 殿 下 尊

後に置く語なれとも今譯者はこれを明瞭ならしめむために持格の代
名詞を用ひて名稱の前又置きぬ譬へば倭建命をヒスアウガスト子ス
ヤマトタケルとするが如し日本註譯家の説よ據れハミコなる訓支那
文字に充るに二つの別あり年幼き王子の義なる時は御子とし(今西
班牙の爵名にイソファンティと云ふるものよ似たるをかもひあたれ
り)其他は是を王の字と寫したりされども玉の字をミコと訓するハ
私ならんとおもへり何にとなれハ今接するよ日本よ於てハやく中

武郷神ミタケノミコトと云上ミタケとは
音の上下ありて金
と鎌カネなとの例なり
もと同音にあらね
を強て同音なりと
思ふよりかゝるむ
づかしき論も出來
るなり畢竟皇國の
神ミタケと云ものなよく
しらぬよりのとな
り

世ヨリよ行ハシメテれし封建政治に似たるもの、古代アーチよ行ハシメテれしことを信すベ
き徵ヒツヂとも多くあり若ヒナ果して然りしるらヒルラ本文に王ミタケと記したるもの
之中に或ハシメテは實ヒツヂよ封建政治の形体ある王ミタケのありけんも計るべのらされ
はなり近世の註譯家の如く其名稱を等閑ミタケよ見ミタケかとして御子ミタケノコと訓むと
きハシメテ王子の義ミタケノミコトよして王ミタケの義ミタケノミコトよあらず史上の誤見ミタケノミコトといふへし我輩今此
緊要なる政治上の一問題となるべき事を等閑ミタケにするミタケ忍びざれミタケ則
原文の漢字の義理に従ひ王の字に充つるミタケ英語のキンングキングキン永夫曰キン
王ミタケの意ミタケノミコトを以ハシメテせり原文中最も穩當ある英語を當て難ミタケさみ苦しむミタケカミ
といふ語ミタケなり實ヒツヂよ此語ミタケよ適合すハシメテべきものを看出し得されハシメテ今假ミタケ英
語ミタケのディティミタケをもちゐたれとも固より英國辭典によれば當らざるも
のなり何とあらハシメテカミと英語のディティミタケ又ハシメテゴットミタケとハシメテ其ミタケ字義粗
似たれども相同じうらす抑ミタケカミといふ適當なる意ミタケ頂上ミタケノミコト又ハシメテ上の

眞頬云カミハ奇靈
云ふこそ也故に
心中に尊敬し又畏
懼の念を生するも
のと心得てよろし
上と云ふハ其の意
の轉せるものにて
元ハ一つなり

眞頬云神と云へる
ハ優長即尊長の外
に出ざる者と云へ
るハ未だ其の會得
せざるなり尊士を
上と云へるハ神よ
り一轉したる言な
るこそ已に云へる
か如し

義にしていまよ通用せりこれより轉して頭髪の義となれり之れも頭
髪のみよ用ゐて顔の毛より用ゐず又世間一般に政府をオカミ則尊稱
みて御上と云ひ又數年前までハ官名よ某守といふことありしもこの
カミの意ありうくカミの長上の意にて殊々人界を離れたる神に對し
て用ひられたるを知るへし歐洲人はディティ又はゴッド即カミと
云へる語を聞タば其心中に畏懼の念を起すといへとも日本人はカミ
と云へる語と聞きバ能く其語原を知り得て常に神明の意義なき所に習
用し來りたれハ更に畏懼の念を起すとあしこゝを以て日本語のカミ
といふに英語のディティをあてたるハ西洋みてふもくつかふ語をの
ろくもちるたるものと見るへし實よカミと云へる語ハスーエリナル
即チ尊長の外にいて見るものあり此論後文よりて再説すべしされ
とカミと云へる語の意義の論ハ右に述へたるにてたりぬへし

今此ノ章を終ふるゝ臨みて譯者ハ固有の名稱の事ム及ばざるを得ず何となれハこの事ムおきてハ彼是多多少齟齬するの罪を免のれざる事をれもへれハなり實ム固有名の翻譯ハ頗る困難の事一ハ固有名の何物たるを辨すること甚難く一ハ固有名の意義明らかムして説話ム關係あるものハ外國語ム翻譯するの際概ね其意義を失ふの恐レあれハなりまのゆゑム譯者の先づ第一ム其、固有名ハ真正の固有名の名詞ムリや又單ム人名又ハ地名を書き顯ハしたる名稱ムリや否ヤを決定しさせることなる事なきものハこれを改譯し其、由來あるものハ其原語を保存して其、語意ト全せんことを欲すこれ語意ハ古人の意思を傳ふるの緊要なる川流の如きものなれハあり譬ヘハ大國主神トイヘルハ明白ム大穴牟遲神の別名なるム過きずしかして此、一名を有せしゆゑハ此、神曾て須佐之男神を欺きその神の女を携て逃竄し其女

武卿云手間云語
の由來古書にあり

の祖神より大國即日本の主權を受けたるよりうへいへるあり又豊
葦原の千秋長五百秋の水穂の國といへるも唯日本と讚美したる名稱
よ過ぎすされりらくの如き語の固有の名とし用ゐるべきものよあら
す又手間といへる語は日本上代の語中より其由來を見當づばれへ單よ
某山の固有名稱なるへしされど亦名稱中或ひやく其意の理解すべ
きも到底充分ある解譯を爲すことを能ひるものあり是を以て原書第一
一卷よりいて其固有名の概ね皆原文又載せたる記事と關係ある
を以て其神名と人名とよ拘へらず總て之を義譯し又次の卷々へ總
て固有名を義譯せず又此書の三卷と通して土地と係れる固有名の
僅のばかりの外へ大概これを義譯せりされど又讀者をして固有名の
音義を知らしむること必要なるを以て其固有名を義譯したる時へ
此書の脚註より其日本の原語を示し又これと音譯したる時へ

これに當れる英語を示し又其の固有名稱其の由來の疑ひしきものゝ詳
々論ひおけり

○第三 日本紀の事

前説より述へたるものと熟讀せり古事記のみひとりたちて専ら世よ行
へるへきものゝあらざる事知るへしこれ余輩のみの説ゝあらず普く
人の知る所なり先代舊事記へ其の眞偽の疑ふへきものあるを以て姑
く論せざるも尙日本の古學者の正しき書として貴重する書あり日本
紀これあり此書の品格よ於てへ古事記の下よりどいへきも人の
贊稱する處よおいてへ常よ其の右よ出たり其の書の全くありしと紀元
七百二十年即古事記を元明天皇またてまつりしより八年後の事あ
り

二史ともよ其趣旨相同じされども古事記の言語及文体の質朴にして
頗府云此一段本居
氏の言ふ凌駕して
日本紀を貶めら
萬國何れも似
たり天地開闢の

神代の古言を漢字
譯するに當りて、似つか
いしき辭を用ひ、陰陽五行の
翻譯するよ過ずる事無く、
况や古言の旁に漢字を附たるハ聖德傳
太子より始まる傳
あれば本居氏の古文
よ文字なき説よ心
引ひかゝる言も
あるへけれと吾輩
ハさのみ敬服せざ

武郷云此數句ハ後
世僧徒の作り出しこ
る接文なること
ハ永享本よ
されどそれを見ざり
る人かく云ハんし
無理ならず

修飾あきを日本紀ハ全くこれに反せり其ノ体裁充分(歌を除くの外)、
歌ハ或ハ存し或ハ省けり漢文よ據り支那語を用ゐるのみあらそ尙
且其趣旨を修整潤色玄務めて支那の史体よ摸擬し又日本古代の開闢
説よ混合するよ支那理學説と道徳の教とど以てせり譬へば萬物の濫
觴を支那理學の元質なる陰陽二氣よ歸したる詞句を以て自然説なる
日本の大天地創造説よ合せ易經禮記等を引用したる語を以て神武天皇
の語詞を潤色したるか如きこれあり又日本傳説中のしむりあきもの
ハ刪りて記さざるところもあり譬へ心稻羽の素菟の説多邇具久の諸
神と評議せし説鼠よくものいひて大物主神を款待せし説の如きこれ
なり又傳説の旨趣を和け或ハ是を解説したる處もあり其最と著名な
一例ハ伊邪那岐命其ノ身まうりし妻を見むと欲して黄泉よ到るの
説殊よ其ノ泉津平坂を登るの説是なりこれ實に古事記日本紀ともに

正辞云此あたりの
評論甘心い

賴唐云紀の今本より
或所謂泉津平坂云
ニ二十五字ハ大倭
本紀の攬入なり玉
屏本に師云二字を
臨字の上より加へし
にて疑ひなきを本
居氏すら深く考へ
すして日本紀を誹
まるをや外邦の人
にてかゝる難ある
ハさのみ咎むべき
よあらそ

此、平坂を以て實際の地名なることを記せども日本紀の撰者の務め
て其祖先をして學識ある支那人より似せしめんと欲しこれり註解を爲
して或の泉津平坂といへるは復別に處あるにあらず但死より臨みて氣
絶の際これを謂ふかといへりこれ實に臆説の甚しきものあり何とあ
れハ伊邪那岐命の顯國より歸らるる時また此、平坂の事を本文中に記
載しあれば也余輩をして單一より日本紀を評せしめハ嘗て舊約全書を
論評せしもの、如く牽強附會の説といはんとす日本紀の漢語を以て
傳説を記錄し且之を修理潤節するかくのことしがかるに其のかへり
て純良ある古事記よりも世人の愛顧を受くる事多うりしハ何の故そ
と問ふものあらんに此、答やいと易しこれ書紀ハ支那流に模擬した
るところあるを以て支那風より薰陶されたる人々の心を満足せしむる
こと甚た多く且讀者として上代の帝皇を敬ひ奉りまた國神を信仰せ

しむるにたることあればなり凡そ人民の殊々初世よりての事物の理を考究するもの甚た稀なるを以て本書に載する所の如き矛盾の説わるものたゞタてこれゝ説となして却てこれを主張せんことを務めたり譬へば世界の創始即ち日本の語辭を以ていへば天地の剖判の説の如きハ其事の起れる年既に久しきを以て先づ此事の源因を以て陰陽二氣の交感に歸する理論を信じなうらまた伊邪那岐命伊邪那美命を以て日本を生出したる男女の神なりとする説を信するが如しそハ二神のものと陰陽二氣とあらへしたるものなりといひうたしとせず實際に於ても日本の諸書にハ陰陽二氣の名を此ノ二神に附したるものあれハなり

又古事記よ載せたる傳説に據て伊邪那美神の所爲を精しく詮鑒すれば陰陽の語よ不都合もあるへけれど古事記撰者も亦既よ漢文の序に

賴庸云上代の本辭
といふ物ありて漢文に譯せし物を見
る時ハかゝる難ハ
あるましきことな
れどさかく本居氏
の言ひ先入せなれ
るをいかゞはせま
し

於て陰陽の語を二神に用ゐられたり又日本紀に據れり上古の天皇神功皇后の其兵士に告げ玉へる語に書經より引いたる辭句を用ゐ又景行天皇の蝦夷人の事を記すみ支那の風土記にあるへき言語を用ゐたりしかるよ其實此ニ帝ハいまた亞細亞大陸と交際の開けざりし以前又御座ませしものなれハ事實矛盾も甚しそいふへしされどもこれらの誤りをすることあかりしハ日本紀に於てハ此ニ帝の行為を記録するに純然たる支那語を以て其章句音調自然に能く讀者の口よみへるを以て此ノ年代の差異を覆ふて讀者をして其非を發見すること能ハさらしめたれハなり又支那の風俗一旦日本に傳へりてより日本の風俗支那の風俗に壓滅せられ神官の外又其ノ日本の風俗を知るものなきに至りしなどの事もほりしよれハなり今これをいへんに龜甲の占法の如きハ即ち其一例にして此ノ支那占法一旦日本に行ひれ

賴唐云龜トハ支那
の法よりして日本の
古ヘハ鹿トなり云
も先輩のいひふ
るしたる説ながら
さよハあらず

しより古代日本の鹿の肩占法ハ全く廢棄に属せり蓋し此ノ鹿の占法
も亦上古亞細亞の大陸より日本に傳へりしものなりやいふやハ今こ
れを措て論せモ典籍の記載する所より據れば此ノ占法ハ上古日本人の
神意を占ひし最古之法ありし事知らる又支那の六十曆數を用ゐて
年月日を數ふる風俗の如きも亦其ノ例なり此ノ風俗一旦日本に傳へり
てより日本人の心もろれようつり行てそのならへしとなり行^キ明か
ニ大陸文化のいまた日本に傳へらざりし以前の事蹟を記するにも
此ノ曆數を用ひてあやしむ事なく其錯誤ある事をも發見する事あき
ことハなりぬ天文の器械、司天臺、書を著すことの術などの未だ日
本ノ傳へらざりし一千年前の事蹟と記すよ一々其ノ月日と配當せ
しハ淺^ハかなること、いふへしこれ事實の矛盾の一なれども批評力
より乏^シ東洋人ハなほかくして發見せざるへし日本人が支那の曆法
を採用したるを論じ

たる説グラムセン氏の日本年表に載せて詳うなり此ノ學士ハ日本古代史より年月日を用ゐたる事を嘆し是レな難して文書偽作の最も甚しきものとなし此説よりして日本古代史も亦信用し乍らしそ高せり本居氏の眞層考辨を合せ見よ凡て半開化の人民ハ事物に就て疑問を發せる眞層考及眞層考辨を合せ見よ凡て半開化の人民ハ事物に就て疑問を發せる
の心又迂く殊よ其學者の古代の事實を貴重すること最と深きう故に其事實又付て疑を發することも亦最と遅しこれ孔子自らいひし言語を以其讀とせん曰述て乍らず信じて古と好むとの語を以てみるへし又語辭の上に就て古事記日本紀のことをいひんに外國の言文及文化の日本より波及せし後一二百年の間ハ日本の學校よりて専ら支那の典籍のみを教授し日本固有の言語も俄らよ變遷したるを以て漢語を解する事ハ易く日本上古の語を解することハ難くなれり此ノ一語のありさまは余輩羅甸語の書と古代の英語の書とをもつてこれを比較せば思ひ半よ過ぎなむ第十八世紀に日本一新するや日本の學者の古事記を以て日本紀より更に純粹にして且國書あるを以て

これを貴重するの風よ趣きたりされども古事記の文体たる奇異よして許多の註釋と参考するにあらされり了解しき所あるより日本書紀の如く世人の愛顧を受くること能ひざることなりぬこれ此二書の殆ど同時よ世よ公にせられたれども各其歸向するところを異にし隨て亦其成績を異ムせり

歐洲の學士の爲に日本書紀の主として益ある所ハ彼の神代の事を記する又當り本文の註解として一書曰どいへる項を加へ同し傳説中異なる數種と記載したるこれあり日本書紀中に一書の項ハ近來日本の歴史を論述する多く引用するものとなりて此書の脚註にも亦時々これを記載したれハ讀者もまたこれを見るならん又其他よ古事記又漏れたる傳説よして日本書紀の本文或ハ其一書に載せたるものあり例ハ日月相代り照らす所以の理を作出したる奇傳説又湊佐之男

神、神逐の傳説を解陳し此、神諸の神の許に至り隠所を乞ひしよ諸神之レを許し玉ハさりしことを述べたる説の如きこれなり又日本紀にハ多く古事記に異ある歌を載せたれば上古日本語の辭書を増補する益もあり又日本紀には本文の註解として種々の音訓を載せたればこれよりて古事記中眞字にて記したる言語の發音又は假字よて記したる言語の意義を考究するを得而して日本紀ハ七百年を以て終ハリ古事記ハ六百二十八年を以て終りたれば古事記の卷中に記さりし七十二年間の事蹟と備へたりかくの如くあれハ或者の如く日本紀を以て日本史籍中の第一として主張するハ非事なりといへども亦日本の神傳及日本語辞を學いんとするものはこの紀よ依らざるを得ず

○第四 日本古代の風俗習慣の事

古事記の撰者か記したる傳記に從へば上代の日本人ハ遠く蠻野の境

域を脱せり尙野風を免れざるところあれども技藝大に進歩したりき人世の初階たる石以て物を製造する所謂石世といふをハ既より経過し永夫曰西洋考古學者ハ人類進化の度を量るに當初著く用ひたる物品に從て三
大段落に分てり即ナ第一石ストーンエイジ 器の世第二青ブローブエイジ 銅の世第三鐵アイヨンエイジ 器の世當時其ノ形跡とたゞ知ることあきに至れり或ハさまでよわらざるも殆どさる有様なりき其ノ後より至りて青銅といふもの近隣の大陸より舶來せしより其ノ物品を知りたれども純粹の青銅世といふ世を経過せざりし事も明かあり當初既より鐵器世より矛、劍及種々異形の小刀を製造しまた平時用ひる物又てハ漁獵の爲及屋舎の戸をかくる又用ひたる鉤を造るといつれも皆鐵を使用せり兵器の用ひ供しまた獸獵の具又も用ひたるもの又禽獸を獲り又敵兵を討取る又絲蹄、押機を用ひたる外弓矢矛槊等ありこの槊ハ獸皮又て製作したるが如く見ゆれど全くばよあらずそひたゞ外面を修飾したものあり矢も飾る又羽を

武鄉云記に見ゆたる天安之河上之天堅石紀に見ゆたる全剥眞名鹿之皮以作天羽輪など製造する器具にあらずや

又云斧のこそ古語拾遺天照大神の新宮を造る所に見ゆ

寛云播磨風土記に鑿柄を山にさりし事あり神代の時の事なり

以てせり今思ふえもまた此等の器具と、もよ用ゐし所あり刀劍及小刀の事よつきてハ記中載する所多しと云へどもろを製造するゝ供したる器具の事よいたりてハ絶えて聞くところあしまだ後世普く用ゐて一家の器具たる鋸、斧、などの事よ至りても同しくまた記したものあるを見ずされど杵、臼、火打、櫈、鎌及織物よ用ゐる梭などのことハ見えたり

航海術の事よ至りてハ甚初步の地位よありしと見ゆ古歌よハ船よ掉さし又船浮^ケてあとの事數多記しあれども實よ航海の業ハ支那開化の廣く波及せし第十世紀の中頃までハあらざりき又古事記日本書紀^{ムニ}二侯小船を池あるひハ湖水よ浮べたることを記したりされど此ノ二書よ通例記されたるより上代ハ橈^{カク}などを用ゐたることあくた肥前風土記景行の朝船帆の事御船の沈石なごの事見ゆ又御船にて渡海の事あり

又天より降るゝも同じものにて各々人力よりて其船を進行せしむ
るゝあらす神明の冥護を得て其ノ志すところよ達するかことし

市邑或ハ村落の事又就きてハ古事記又日本紀の神代紀中ゝも記載せ
しものを見ずされど他の書よりれハ海濱或は河沼又小村落ありて其
屋舎所々々散布孤立し人口も至りて僅少あるものありしか如しまた
家屋建築の事も書中往々載するあり帝皇の宮殿諸神の殿堂の事殊々
多し日本にてハ宮殿と殿堂とを單々宮といひて同語又用ゐたり抑古
事記の撰者ハ通常平易質朴ある文体ありしか神殿建築の事を記載す
るゝあたりてハ其常体を捨て歌詞又あらへり假令へ出雲王天孫の
命又隨ひ葦原の中國を献り天孫亦出雲王又報ゆるゝ住所を建築せん
と約せることを記せる文又底津岩根又宮柱又しおり高天原又冰様た
かしきと記せるを見て知るへしさて斯く宮殿殿堂を同じく宮と稱す

れと所謂この宮ある語を見て其建築も宏大美觀あるものと思考すべからず今聊うふれを明らめん爲よ古き祝詞を抄出せんとふもひしよりサトウ氏の抜粹したるものあれハ今こゝに其文を擧く

寛云古ヘに所謂殿宇あり齋神靈も見に服殿宇高大建なる出殿宇廣く厚く太く板なる天雲八數十丈の高さ云々ひ後いはる天雲八
世造其制を違へ少しひに及す乎後いはる天雲八
今ハ少しひに及す乎後いはる天雲八
事もあまきこと尚高壯なり武帝の櫻原宮を宮高知り云ふ豈矮風柱太しりたて博風
校一賤中の仁紀紀宮神低蕙

上代日本皇帝の宮殿ハ木造ムして其ノ柱ハ現時の築造の如く廣大
ある平石の上ヌ建たるにあらずして直ヌ地中に立たりうの組立た
る材料ハ柱、梁、桷、戸、柱窓架等ムしてこれを結構するゝ葛、藤、等の如
き蔓草の長ヌ纖緯ムて製りたる繩以て結ひたり又地床ハ低カアリ
しあるべしされハこれヌ住する者其ノ疊上ヌ座臥する時往々蛇蝎
の害を免かれず蓋し上代ヌありてハ現時の如く田野も開らけざ
れば昆蟲の數も多ムし有る有し地床は元來屋舎の兩側アミヌ張
り廻したる臥床の如きものヨテ其ノ餘は空地泥土ありしか其臥床
次第ヌ廣かりて終ヌ屋内の全面ヌ擴ること、ありしうことし又桷

ハ交斜して棟木の上より突出せし事今日神殿の屋根を見るか如し但し此様の附着法二種あるよりて神殿の建築より二様の式を生ぜり一之桶を一本つゝ交斜して屋根の上より突出すと一は只屋根の両端よりある桶をのみ交斜して家屋の粧飾と爲すとあり此二法の前の式のうた古し屋根の草葺より其ノ前後の各端より三角形の穴を穿ちて薪炭の烟を通しむる處あり故より其ノ處より小鳥など飛込て梁木より止まり食物或は糞物などを汚す事ありき

右より擧げたるより宮殿建築の製を知るより足れば今聊か一二の増補をあすのそろひ當時家屋の周圍より垣を用ゐしこと又木製の戸ありて或ハ鉤を以て結へりこの戸の製より現時の日本より用ゐる扉風の如き引戸との異なりて反て歐洲風より似たり又家の戸戸より只穴の如きものよりありしと見ゆ又敷物より皮疊草疊を用ゐしのみあらかず富貴の人より

清矩云ハ上古
蘇俗の習慣にして耶

教より出たるもの
にあらず故ニ季
事の大祓ハ朝庭の
後世轉して巫祝の
所爲もありたるよ
より論者の此言あ
るなり

寛云上古忌部連
り其属に忌部あり
以て神沐浴に仕奉て
清潔もらざること
なし放し忌部と号
事に忌部と号
後世巫祝の禊
事を禊め其禊
事を重んず
より起るゝ知る
武卿云かへや
屋の義みし水邊
造せあらず水邊
なしこと證

純疊を敷きたりも

現時日本人の亞細亞大陸の隣邦人と殊として身体を清潔とする
の美き慣習あり其上代よりて現時の如くあらずといへども既に此
慣習ハ上代より胎せりと見ゆたりうハ屢々河水に浴せしことまた皇
子と侍して浴湯の事を司る湯母のありしこと其他の禊を行ふを以て
宗教儀式の一とせることこれ等よりて上代早く身を清淨とする慣
習ありしもと明らかあり廁室のこと亦書中往々記されたり其の家よ
りも離してすへて水邊より築造せしむるへしされい古語廁をうはや
即ナ川家といひしものあらんこと疑あし尙水邊より築造せしことよつ
きてハ世より普く知られたる第十世紀の書籍ある大和物語より實
るあり曰く上代人ありて生田河の水上より平屋作りの家を建て住たり
と而して尙其の建築の仕方を推窮して論するよ及ぶものありまた古

武神云屬戸の設け
あしき云るは木花開耶姫の產屋又限
る事あり他産屋
の例さすべからず
寛云產屋の事農屋
の事ハ今も蝦夷さ
琉珠八丈島よりされ
其島人の小屋つくるを
見て我古への伊那
神の時産殿その應
大臣の產屋又天稚
の如きも同じく彼小舍
測るるを云ふは推
てう小屋の類同しら
ん古書のさま質朴
よし飾りふき故
によく考へらん
よは其然らざるこ
そを知らるべきも
のぞ

事記及日本書紀より記したる神武天皇の紀事、其ノ他古事記の垂仁帝の御世の紀事文よりて此ノ大和物語の説を明らかへるものありされどもまたあるものあらされ確證といひたゞく又水邊より住する未開の人民ハ何れの場所よりも昔も今も同じ休み水邊より住みしもありといふのみにして現る記者ハ大和物語の一説の外より日本も必しりせりといふべき確證を得ず

又一種特別ある家作ありて古事記日本紀の二書より載せたるものあり産家これあり此ノ家の妊娠せし婦人を退去せしめん爲より設けたるものとして只一間より屬戸の設けあらざりきこれ畢竟分娩するよ他見を憚りて作れるもの也本文より記せる慣習日本帝國の邊隅より輓近まで行ふにさも思へらんふき故八年よりサトウ氏の八丈島に行れしきの記あり其文曰八丈島に於ては昔時婦人兒を産まむさるさき來れば山の脇に小金を設けて之に住ましめ其婦自ら分娩の勞をさりて他人ハ敢てあづらす故よ出産せし赤子も往々死しあるひハ幸に死を免るゝも出生の初から無造作なる有様より生涯の病種を醸せり又此際他人と交際する事を嚴禁する法ありて産婦ハ

寛云出雲風土記大穴持命八十神を伐んとして城を造るこあり

武郷云日本紀に積稻作城さたしむにあるを彼是云るハに註釋家のかしら城なり但し是は一時城を作ろ間に合ハざる時の事なりなべての城の事にはあらず

城の事い耶蘇紀元前第一世紀よりわたる時代までの明らかに物と見あたらすこの時初めて稻城といへる珍奇の語ありこの詳ある意義は本國の註釋家の中よても種々異論ありて決せずといへども上代日本人の記したる漢文よりて参考するよ當時將士等柄として身と遮蔽せん爲めよ砦のうそりと用ゐたる柵の如きものありと此説よして果

其両親の死せんとするにも小舎を出るを躊躇ひりき此幽閉は其婦の爲に害あるのみあらず本宅を出て、永々不在あれハ主人の不便渺からず爾來この慣習大よ弛みて山腹よ小舎を設くるこそ等は止まれど尙ほ地内よ別よ小舎を建つるなり日本内地の人よても該地よ住せる人は其惡行を墨守するも驚かざるはなくこの弊習を廢除するよ賛成せしこも屢ありしる將軍家の施政中は改良の氣象よ乏しくして其功を奏せざりしる惟新帝政の時來りて以後島民を諭して此弊を一洗せり是以てこの慣習をば官府にても禁じ殊よ世の風潮もこの慣習を駁論するの勢なれば特禮の一たるこの上代の遺また男女婚姻を結ひむとする風も既に已よこの島民の中よ消滅せしなるべし

天照大神の御座をも、我天祖御座なる神靈の穴居のりらんと想像せむ。其の神靈は平常のまゝあらざるあり故に、彼時古語拾遺に、大坂殿の木造を記す。而して瑞小に、天照大御神の御座をも、我天祖御座なる神靈の穴居のりらんと想像せむ。其の神靈は平常のまゝあらざるあり故に、彼時古語拾遺に、大坂殿の木造を記す。

して正しく當れりとせハ余輩ハ今一語の善例を得たり稱城といへる語ハ往昔只垣牆よ過ぎざるものと示したる稱ありしか後より石城の如き物の稱にもありしことこれありこれ世の進むよ従ひて語意も亦進みしものあり却説今住所の事又付ての論と終る又臨み云ハんとする所のものハ古事記より往々穴居の住民を説きたるところあるにつきてあり天照大御神石窟隱の傳説と云かば人或ハ日本人の祖先ハ上代斯の如き岩窟よ住居せしと想ふべしとあることありしもあれ日本古傳説の整頓したる頃より_{永夫曰第八世紀}頃を云なるへしさる有様の過ぎ去りてあることあかりき惟未開の蝦夷及盜賊などの外よりかかるあらき住所よ隠居を構へしものハあらざりきと信す。

上代日本人の食物の魚及弓矢絲蹄等よて獵獲したる禽獸の肉あり正史時代の佛教盛よ行られし頃より肉食を禁することの行られぬれど

究云り粟麥は後人の接続云るは神代卷以後に多く見ゆざるを以てかく断言したるにや神代卷二にも粟田アハツ豆川アメツチあり神武天皇アマツチノミコト御歌に粟田の語あり穀体紀の入名にさげ媛ありさげは小豆也また物部氏に夢入宿禰アメノスルニと云ふしのあり當時その物ありし故に名に貢しなり

尙古代よりることはあくまでも稻種の耕作のことのみの實より古代より其起原の今より記すべからざる以前ありしといふことの疑ふべからずされど大豆小豆粟麥の事實より神代の傳説中より擧げられて鑑の記事と同處よりとも共よ疑へし此文体を見るより恐らくの第八世紀前後の年代より人の攬入したるものあらん其他植物及果物のことを記せるものあれども大概何れも一例のみにして殊より有益の事又もあらざれば下文より記したる植物の表中より列記すべしまた日本より之にいしきたる食なり又云仲哀紀は年卯賦此云爛那倍タラハナヘツとある鹽即錫也播磨風土記仁德朝のとを云て奈門ナヘツノ落し處を黒浦津グロツヅ三号

武郷云神霊詞に伊
都閭黒益之云云と
あり黄泉戸喫の戸
も食物を調理する
器具より出たり

寛云保食神が食物
及び毛の廉物にご
物の類を百机に備
へて饗す云と紀
に見たり又饗百
机を設くる云と
もあり

寛云古事記應神の
段伊豆立志莫宣質神
宿の間云衣種及び
襪沓を織り縫ひて
云いこしも少針も
てもふく常陸風ふま
る如く編風土記

供進する時の用と充てしとみえ實と其形も少々して其丈至りて低
し

上代の日本人の衣服と一種の制ありしよとまた其用法ありしを見れ
ハ昔時既に服制の大よ進歩したるを知る既に上代の傳説中と上衣、
裳、袴、帶、被衣及冠などの事を見たりまた男女とも當時寶石を貴重
しこを以て造れりし頸飾、腕飾、頭飾、などを以て裝へることをも記せ
り此事においては其子孫たる現時の日本人の大よ異りて絶て寶石あ
とを飾ることあきハ全く反對の風あり又古代の日本人の麻布、楮の
皮を以て衣服を製り茜あるひヘ菘藍及其他の彩色ある草を摺りて
染つたり余輩の考云の衣服を調製するよ針以て縫ひたること見ゆ
されば惣て衣服の糸以て編まれたりきと云はゆ其の既に第四世紀よ
支那の註釋家の書れたる山海經に日本人の針を用ゐざりきといへ

のよて作れるもあ
りし故ふ山海經より
ハ其一かさりて云々と云るもり一を
執て万を疑ふ勿れ
武卿云神代に百八十綱白樺ミ云とある
縫ふ針のものも、衣服を作らん已よ釣鉤のと
ありてそれを神功紀より曲針爲レ鉤もさし
さへあれ、鉤を本しして物のふ針を本しする
あるあり

るを見たり然れども崇神天皇の又上代の多く獸獮をのみ日々の職業とな
しぬれハ獸皮を以て女服とせしともあるへしと推測せらるそひ古事
記中に其例證ありまた古代の蓑笠を用ゐたりと見ゆて日本紀に其事
を載せたり（ろ）ハ今又尙日本の農民雨天に用ゐて大益あるものなり
また當時の紐として蔓草のつるゝ用る軍士など腰に帶するよりもこ
れを用ゐたりき又柳のことも古書に數多記されたりされハ頭髮の裝
ひふつきてハ當時殊に注意せしを知るへし其頭髮の風ハ男兒の頭の
頂に於て結ひ成人の男ハ二束又分ちて頭部の左右に結び女兒の垂髪
にして頸に下け其ノ既に嫁したる婦人ハこの若き男女の二方を合せ
たる如き状になせり頭髪を截りまた髭を剃るなどのことハ懲戒法の
外古書みなきことありまたこの頭髪風ハ男女異ふれども服飾の風ハ
別あるを見す

寛云伊勢神宮の祭儀より古代の風を傳へたる日祈の神事あり此祭は旱損の患なきと申るよつけて葵笠を神大祖天照大神尤も意を農業より用ひ玉へり故現今より存せりと見ゆ

武鄉云蔓草を以劍
を腰に帶ひしとあ
らす此ハかのツト
ヲサハマキの歌を
誤解したるよハあ

武鄉云懲戒法よハ
あらず祓除よ用ゐ
しなり

寛云播磨風土紀仁
頃の朝漁酒を馬よ
着くるとゆ荷馬
いあらぬう又同
書大穴持命のとき
犬のとあり蟻のと
見ゆ

頭飾頸飾及腕飾に用ゐられたりし寶石又付て其質いゝなる石に
同しきや古書よ於て更に記載せしものなけれは知るへきによし
支那語よて寶石の種類の異なるよ從てそれに當つる文字も亦異
れと日本語よて單に玉とのみ云ひて人の殊に珍重せる唯圓形硬質
のものをいふあり日本の古書に於ても玉といへる語の種々の寶石に
用ゐる名にて其種類の差別を知ることを得ずされと余輩ハ日本の
古學を研究したる勞より其手本を得たれハ其玉の普通の材料た
るものと知ることを得たりそハ瑪瑙、水晶、玻璃、玉、蛇皮石、蠟石、等よ
て其形ハ通常勾玉或ハくざ玉なり

武鄉云普國自らな
る山山蚕云ひて野
あれ生長する蚕も
あればの外理能
美か所蚕虫をのみ
至て

紀仁德天皇の卷云蚕を寄虫させし傳説あれハその
頃朝鮮より傳來せしことあきらけしさまざ既よ記

竜云一書紀の歌カ
マシ、云ものあり山羊なり云皇極紀云假山羊云
もあり但し譯者の所謂正史時代の事也

清原云古史より就て
かゝる考案を下せしもの未だ邦人よりあらずと覺ゆ歐洲の學ばかりの筋を尊ます云ふもの、我邦人を驚きせり云へし

の海宮の段又弟橘姫入海のも純粋の事あるを見れ、父犬及ヒ牛馬の事古事記曰
本紀の末卷に見えたりされと羊、豚、及猫の如きが當時にまた渡來せられた日本人の知らざる事明らかあり實は數年前まで日本にてハ
羊を知らず山羊をば今尙殆ト知らざるも、如し鶴の外ハ豚及ヒ家禽の如きハ甚稀ありき古事記の前部に載せざる前部後部を區分せしや、杜撰功皇后の朝鮮征討の年代以前を以て前部の期とすハ輿論によれば此時代より日本始めて亞細亞大陸と交際を開き種々彼より傳來せればなりさき余輩の説ハ第五世紀履仲天皇の代の初までハ正しく日本の歴史といひて信すへ動植物の名を舉あば益あらんきものなしといふ其説ハ總論の卷末を見るべし

とももへば左よ掲く

胎生類

熊 クマ 猪 ポー 鹿 ジリ 兎 ヴサキ 馬 ウマ 駒 ヨマ 鼠 ナズミ 海駒 ミナク 鯨 クザラ

鳥類

鶴 カケ 鶉 メ 鳥 カラス 千鳥 チトリ 鶯 サキ 翠鳥 ソコトリ 鶲 ツエ 雉 キシ 白鳥 シロトリ

鴨	鳩
爬虫類	雁
鷄	龜
昆蟲類	蛇
蝶	蛇
蜻蛉	蛇
蠅	蜂
海風	風
細螺	氣
貝類	蟹
鱸	蠶
赤鯛	蠍
比らふかひ	蠅
草木類	蠅
羅摩	蠅
蒲黃	蠅
比 むく	蠅
椿	蠅
うつら 種々の漢文 字を充 たり	蠅
竹	蠅
小竹、	蠅
檜	麥
櫟	豆
日景	小豆

蒲萄	山由理草	ろば	松	三枝草	菖	葛草	黒葛
エニカツ	ヤマユリクサ	エニ	マツ	サンヂサ	サキ	カヤ	ツララ
朱櫻	葛草	葛	葛	茜	アト子	眞賢木	マサカギ
ハナカガツ	カヤ	クズ	クズ	アツ	アトメ	ハシカミ	ハシラキ
臭韭	葦草	葦	葦	粟	アメ	海藻	コモ
カミラ	アシ	アシ	アシ	イモ	イモ	白橘	カラン
酸醤	稻	稻	稻	海布	コケ	柏	カシバ
ホ、ソギ	イモ	イモ	イモ	メ	スグ	杉	セキ
又古事記後部に記せるものを擧ぐれば左の如し	管	管	管	眞朴	トヨカツ	桃	モモ
	ハシ	ハシ	ハシ	カツ	カツ	櫻	モモ

動物類

櫛	ダツハナ	櫟	ハリキ	牛	ウシ
荻	チホ	御綱柏	ミツカツバ	犬	イヌ
檜	ヒキ	柏	カツラ	鶴	クサギ
大根	オホナ	蓀	タコツバ	鳩	トリ
さしふ		薺	ヌハナ	入鹿魚	スズキ
檳榔	ボアカツバ	菘菜	ブナト	鰐鷹	カモドリ
蓮	ハス	梓	アヅサ	年魚	ヒカリ
菱	ヒシ	梓	アヅサ	雲雀	ヒタチ
野蒜	ヌビ	熟爪	ホツト	鮓	ハゼ
槐	ツヤ	栗	クリ	集	ハサフサ
歷木	クスギ	解萬	トコロツツ	鰯	ウツラ
櫧	ナラ	檜	マツミ	蟹	カニ
赤櫧	イチナ	木檀	ヒサゴ	鶴雀	スズメ
		瓢		蠅	カキ

又古事記後部に記せるものを擧ぐれば左の如し

此他物名の尙或い地名よりて存せるものあり例へバ洲の名の科
野よ於てシナ蓼津よ於てタヂ等の如しされども斯の如く名あれば
必々物ありとひ確定しし又日本語の一の單語よて數類の物名を含
みたるものあり又しのみならず時としてハ一種の外尙異種のもの
を含むものあり例へば千鳥といふ語ハ稚鷄クビチの一種類にも用る又脯といふ語ハ鶴の惣名に用ひしものよてこの種類のみならず尙大鷦ブンの名
も用ゐたり其他尙注意すへき現時を第十一世紀第十二世紀以前
との同一の語にて其意に差違あることありされハ十分に精密なる語
意を得んとすること實にかさし

今前表を見れば古事記ハ本草書よあらずして實にうく草木の名を多く
挙げたることを知るへしまだ現時世に普通なる植物よて記中に見
えざるものあり茶木、梅木、橘の事に付^キてハ殊よ外國より來りし事

を記載されたれどもこれあり又古代の日本人の金石の種類についての注意せざるものゝ如しやゝ後に至りては貴重ある金属が多く其色より從ひて名を附せること左の如し

黃金クガネ

金

白金シロカネ

銀

赤金アカカネ

赤銅

黒金クロカネ

鐵

唐金カラカネ (或ハ韓金)

青銅

されど此等の金属の中にて最も古き代より人々用ゐたりし事の古事記中にも明らかなるに鍊あり金銀を本として目に輝く種々の珍寶の昔の唯西陲の朝鮮のみもありたりと又土の種類の中にて記載せられしものゝ赤土のみあり

又色の名の古事記より見えたる

黒

青

(緑をも含めり)

赤

班

白

等なり

黄色のことの記載せしことなし(幽冥を顯へしたる黄泉なる漢語の外に)其他近世日本にて物色の精密ある區別と爲す用ゐる所の語多しと雖とも記中更よ其名稱を記載せしものなし又記中青、綠、細言すれば黒(雲及び青(即チ緑)海などの語見ゆといへども青天と云ふ言ひ多く支那の古書にあれとも古事記其他の古書に見あたらず

親屬の等級を分ちたる稱呼の事へ社會學を講究する學士に於ては充分有用ある事あれハ今聊かそを述へん較近日本に於ては親屬の區別たる現に歐洲にて通用する所のものと實ひ大差あしとす例へば父。祖父、曾祖父、伯父、甥、繼父、繼子、養父、養子等あり女にもまたこれお對へたる同語あり即ナ母、祖母等の如しまた兩親、祖先、從弟、親族などの泛然たる稱呼もあり唯大よ殊るものあるは余輩は男の兄弟を單にアラザーハ女の兄弟を單ニシスターなどひて互よ同体の稱呼以てしぬれど日本よハしからず其男女の兄弟を尙二種よ分てり即ナ

兄	エラジー Elder	ブロザー Brother (s)
弟	ヤンガー Younger	ブロザー Brother (s)
姉	エラジー Elder	シスター Sister (s)
妹	ヤンガー Younger	シスター Sister (s)

此は全く支那の慣習より従ひたるものなり

然りと雖古代より於てハ(現時尙朝鮮人の間に行はるゝ稱呼にや、似て)前より述へたるものとハ異にしてまた錯雜したる制ありしる爾後支那風大々行はれ殊々支那文流行せしより古法は廢せられたるものなり其ノ證ハ古事記中に假字よて書れたる詞ありされとも其ノ詞のみみてハ満足すべき説明とする足らす尙このことたる日本學士すら其ノ説明よ苦々む所なり况や英語もてものすれば誤謬を生することあるとせす今本居氏の古事記傳第十三卷六十三四葉より示されたる古代の慣例を説明したる文をもこゝに引用して其ノ一班を示さんとす其文曰

古ヘ兄弟をいふよ(男弟女弟に對へて)男兄のことセ或はアニとい
ヒ(女兄よ對へて)男弟をもまたセといへり而して(女弟よ對へて)女

兄ア子と呼び兄弟も又女兄を指してア子と呼へり又(男兄)と對へて(男弟)をオトといひ(女兄)と對へて(女弟)をモオトと呼へりさて又(男兄)に對へて(女弟)をイモといひ(男弟)と對へて(女兄)ともイモと呼りかくて又兄弟姊妹の間みてはセをイロセア子をイロ子オトをイロトとも常よいへりこれよ準るにイモをイロモといひけんこと決し(本居氏は所々よ於てイロある語を親愛の詞として説明しぬれど疑し)

寛云幼の長す從ひ婦の男より正しき俗
ないこし正しき俗なるを其うへざま
なるをよしさ思へるハ彼西洋の習慣
よし彼西洋の習慣よし彼國の道よ
たゞへるものなり

のくの如くあるを見れば其ノ主意たる男よりは女の從属すべく長子には少子の從属すべきものとせる事明らかになり東邦よりて(殊より未聞の時よりて)女の位軽く男の位重きこと常なればなり

武鄉云女の位輕く天地自然の大道なり夫も知らざる心より云
夫聞な云拙し

尙其他注意すべき事は妻と妾の別なりこの古事記中にも間々記載されたれとも恐らくは其家格貴賤の區分の立ちたる例あらざる

武則云イモハシテ云語
女な親シテ云語
イモウト
なまハ妹
スミモ妻
スミモ妻
方よりいもさ云る
なり妹
妻を區
別する語なうりし
と云るハ非なり妻
を云るハうちまうせて
ハツマニ云ハすこ
れにて區別あると
を知へし

のみならず妻の事をバ常にイモといへり此ノイモと云へるハ妹よりも
通ふ語にして妹と妻とを區別する語なうりしならん日本よりも後世
よいたりてハ西國の如く近親と婚嫁するを禁忌すといへども此事古
代にありてはしらす又異父異母の姉妹と婚し繼母と婚し伯母と婚
したことありまた一時ニ一人或ハ三人の姉妹と婚せしことありき
當時風俗もありて人々許容して更ニあやしむことあかりき然れども
斯の如き配偶ハ支那道徳學上の思考と自然大ニ反対せしより其思考
初めて威力を顯へしてより近親と婚嫁するを禁じ是を嫌ふことゝな
りき其勢漸く熾るゝ至り古代の風俗と舶來せし道徳學說と齟齬
するより争乱を生じ遂ニ國難ニ及びし事あり輕の太子の説話参考すへし姉妹と婚
嫁するの風ハ自然ニ消失せぬ其事ありしひ唯神代の頃のみなりさ
れど異父又ハ異母の姉妹及伯母等と配偶せしことハ正史時代までも

寛云同母兄弟相姉
まるハ古ヘより未
曾てあらざるの變
なるより皇女を
流刑より處するか如
き非常ある決斷あり
しもありもさより
さる習慣るらんよ
はこそ此皇兄弟に
限りて罪せらるへ
亂説來りしに就て争
にあざるにあざる

續きたりき上代の日本人の其婦を撰ぶゝ各人其ノ自由に委せて敢て
これを妨くる法を設けしものを見ず男のうたにてハ其新婦と共に禮
物を受くることあるのみ

さて今古事記卷中にて上代の部より記せるものゝ前後を参考して古代
日本人の生誕より卒去より至るまでの一代の大要を陳述せんとするに
當り前既に論述したる產家の事を再陳せざると得すうい殊々關戸を
設けざりしといへ赤子生れて初めて此世の光明を見しなどゝ云ひ
ト恐らくい事實より齟齬すべしさて兒子の生るゝや其母其兒子の名を
命ヒ其名たるや各其容貌体質より適當したる名を負せり最と上代の人
の名ハ(余の考よりれ)數語を合せたる一連語の一名なりき(承夫云連
語の一名
シハヒコナキサグケウガヤフキ
アヘスノ命の如きを云なるべし)されど既に正史時代の當初よりてハ姓及
ひ戸と稱するものありうは各人の動行あれハ其ノ賞として帝皇より

清矩云こゝに姓さ
いふハ中臣忌部る
このウチのとよや
しらすして聞有の風
ふり又戸を帝皇よ
し賞さして賜ハリ
しものさ云ハ士師
の連の類をハい大臣
にや此類及ひ其部の
大連たるへき爲朝
紅より賜ハリしも
のよして戸ハ悉く
あらす

姓を用ひたりしハ支那より摸し來りし事決し戸の如きも
支那風の氣味ありこそも日本より起りしもあるへし

下賜せらるるものなり
又乳母の公用たるの時に帝皇其皇子の爲にこれと置き玉ひし事あ
り其外時として殊々浴湯を司とする婦人乃ナ湯母と皇子と備へ玉へ
りき余輩の教育と稱する所のものは致智教育の事も又身体教育の事
もともに其注意ありし事は絶て二書中に見ぬず只男子年長すれば獵
業或は漁業と從事し女子と家属の衣服と織ることを業とせり又當時
常々爭鬭多く其事なきとき勇士は田畠を耕作するの業に其身を用
ゐたりきまた上代人民の饗應等の事を記したるに最と少なけれ
其有様を委しく知る事かたしといへども其待遇の丁寧なりしこと
ハ知らる

婚禮の儀式の事に付てハ其新婦又は其婦の父より其夫さんものに
禮物を贈るの外ハ其儀あるを見す中世より至るまでハ婚禮を爲すよは

寛云中世云と云ひ
延喜以來物語など
記せるとな云々
見ゆこハ吾國風俗
のやぶれし時の事
にて証とはすべからず上代より大已貴
のとのあたりこそ
ふともたまくさ
るとありしを語り傳へたるのみ一般
の制にはあらず

先其男女陰のより同居し夫其婦を問ふより夜半に往來せしが遂より夫
其父の許に婦を伴ひ行きて公けにすることなりき斯の如くなれば夫
人妻妾などの語より元より區分もなく男より其婦をば自然何時よりも離
縁するを得べし其婦たるものより男に對へて其貞操を守らざるを得ざ
ことも其より互の義務なるへきより女に對へて男よりしうらす大國主神の
妻其夫に告げし歌より曰く

やちほこのうみのことをやあがれほくにぬしこそれをよいませり
又曰互の義務あるべきに女より對へて男より然らずとハ彼
洋俗より一夫一婦を義とするよりの論
こみやれど我國風
は然らず

此風斯れ如く無状なれども一の感賞すへき情ありその夫婦暫時別れ
んとする時の互より其下紐を結ひ交ひす慣習是なり此より夫婦相別れ居
る時の間固く其の貞節を守らんとのこと也又離縁より至れば其子たる

寛云垂仁の朝より
後の死んとするとき皇子を官軍の手
に屬したるも同じ

趣あり

武鄉云此事徵ふし
但し後に佛寺より施
入せしをふざへあり

又云新帝即位之初
より京都のとば前帝
の屋舎を取捨つる
證みハあし難しけ
れハ自然別よりけ
のあるとなり

寛云死人の住所を
捨る事ハ琉球又ハ
蝦夷などよさる習
ハしの似通ひたる
とあるよりて皇
國も然らんと想像
せしなるべし

者の處置いかよわりしやの事明るに知り難しといへども一例に
よれい参考すべし其父又其子を残し置けりされどもとも定法といふへ
きよあらず養子の事上代の傳説に見ゆる處なしされは后世此事あり
しハ恐らくは支那の慣習入來りしものなるへし

人の臨終の際其有様及遺言等の事よつきては記載せしもの甚稀なり
又其事の如きは敢て注意を要する程の事よもあらずなり但し葬式
の事ハ大切の事實なれど述へざるへのすざれどろの儀式の事も明
らかに記されたるものを見されハ處々の文を参考して其を述ぶる事
次の如し

死人の住所となりたる屋舎をば死後取捨てられし事古き慣習にてこ
の故よび新帝即位之初に於きて其都を遷し玉ひしも永く其古風の存
したる證なりまた屍體をば數日間喪屋より置き其際遺族死者よ食物

寬云云々云々きハ古
死せしむるなべて
の例の如く聞ゆれれ
皇子倭日子命此王主
の時より始て御墓人垣を立た
きの天皇の御世よより其ハとを止めて土也土石
より石棺よりへたり又古書或は近時古物學者の發見せしものより
り上古は木棺なりしの(第一世紀の末第二世紀の始頃垂仁帝の世
て衣服粧飾品等を屍體に附て埋葬せし事を知れり古事記又この慣習
の事を載せざるは實に異しむべきなり是以て日本古代の充分なる實
様ヨモジ云ニるハ列ハ文シテ文シテ之ト以テ其ハとを止めて金全く
然るを歴世うるを也土師氏書紀より記し又土師氏書紀より是譯
人ノ其ハ奏言シテ漢文シテ之ト以テ其ハとを止めて金全く
機性ヒキナとハ豈人シテ一時ハ以テ之ト止めるを也土偶ヒメを以テ其ハ代用シテ爲す
者ノもあらんやシテ是譯シテ一時ハ以テ之ト止めるを也土偶ヒメを以テ其ハ代用シテ爲す
者ノもあらんやシテ是譯シテ一時ハ以テ之ト止めるを也土偶ヒメを以テ其ハ代用シテ爲す

至り此風止みたる傳説あり崇神天皇垂仁天皇の條の注シテ此風習を以て古代日本にて
は人ノを犠牲シタツと供せし例ありとして其條目中ハ數ハへ入れらるハきも只
其形跡シカツありと云ふの証シテ過スル

日本より奴隸法永夫曰西洋より奴隸法で人ノを買賣シテ其買ハレシ奴シタツ
俗ハ云シるゝ貴き風ハ外國シテ人ノの奴隸シタツとなると
ナリする者ノなシハ

武神云祓よハ爪を拔さしとあれども又最苛酷なる刑罰を以て敵人或ハ罪人
刑よハなし刑と祓を以て其の体誤なり若祓を以て
刑命の御禊祓を以て

又云爪を抜きしと
あらず筋を絶ちし
も一時の刑なり人
面の隠るまで云々^ののとハ雄略帝の外
一時の暴行よりしものと云
あらず人面よ烙させし
しとものと見ゆ

ハ又貴どきことなりされども又最苛酷なる刑罰を以て敵人或ハ罪人
を罰せしことあり其爪を抜き其筋を絶ち又人面の隠るゝまで其の体
を土中に埋めために其眼目を奔出せしめしことありき又最軽き罪よ
対して死刑あり又人面を烙し或ハ黥したる例あるを見るされど其他
の目的にて身に黥し或ハ書きし例ハ稀よ婦人の眉毛を画くことの外
ハ見ざる所なり刑罰として人身に黥する法ハ必ず支那を摸倣せしも
のならむ

又云禮儀既よ近來
本づく何そ近來
生せし虚禮さ
つゝ論すべき諸
禮也何の
狼襲ある
大册婚合の段
また倭武尊其婦人美夜須姫應答の歌の如き其
狼襲をその儘よあらざしたるものと彼の如きものと書多しと雖其

類又他よりあらざるへし又仲哀天皇の段の篆文を見れば昔の禽獸の如き犯罪の普く行はれしことぞれもひやらる

又云鹿民の多き中
Jハたましくさる
歎行もあらんとを
またきに防りせ玉
ふの意なり昔く行
いれしよハあらじ
な何を証よかく云
又云磁器漆器等の
ありしよことを知ら
す妄言せるハ論す
又云天羽車の名神
代より見ねたり
又云醫藥のと神代
く屢々みたり
又云繪畫のとも出
重風土記よ國體如
萬物と神代より見ね
たり

清矩云車のとハ所
謂正史時代にはあ
れと履中天皇紀に
車持の君又車持部
の事みにたれはそれ
より以前に既よ
有しものなるべし

寛云書紀垂仁卷に
竹野媛の傳より
しとみゆ

今此篇の風俗慣習の事を結了するに臨みて古今の有様を對照する爲
て古代の日本人民の知らざりし技術及產物等の事を記載せんとす
茶、扇、磁器、漆器等後世よりたりて大よ世よ廣まりたれと上代にハ絶
てありりき車の類の何なる種類のものも用ゐしたことなし又時を計る
法あく貨幣もなく醫藥のことも知ること稀あり音楽歌などりやゝ見
るへきものありと雖繪畫の術に至りてはまたものに見ぬず尙最緊要
あるものにして知らざるものありこれ即文書と著作する事ありこの
事に付ては大よ謬説ありて歐洲學士も其誤説に惑ひたるものありそ
ハ支那文字傳來以前より神の造りたるものありと熱心神道家の唱ふる
所謂神代文字のこと足あり此神代文字の事に至りては神代の傳説及

類庸云今韻を以て
云ハ上真文元寒刪
先の平上去ハ森行
1属し下侵草成鹽
の平上去ハ麻行に
屬したれハ文ハ先
分切吳音ムチニ次
音モニ漢音ヒユヌ
次音フヌなれハセ
シ頓せみ蟬の類も
皆古言なり柰行麻
行の混合ハ字音仮麻
字用格より始まり
正辭云文ハ舌内聲
の字あればアニセ
ハ云べくフミセハ
いふましきなりフ
ミハ全く日本語よ
て音よハあらず凡
中古の日本人ハ音
韻よ甚くハしく字
音のハぬる音に三
の別ありてこまを
一も混淆したると
なし三の別さハ嘆
内聲舌内聲唇内聲

せしものなるふさハ知らる尙「フミ」と云へる語ハ元支那の文といふ字より由來せしと云ふ
ふさハ日本人と雖も既に認識しながら「フデ」^{フミヂ}よ至てハ文手より由來して日本固有の言なり
と云ハ合ハ森行する論なり今此よりてろハ論すべき所よりわらされりおきつさて論點さ
る神代文字の事より付てい最も愛國家としてまた最も學識ある本居氏
は記傳の總論より述べて曰神代文字あと云ふものは偽物として更
に論するに足らずとされり是にても明らかなれど此文字の事ハ日本
古代の有様を論する一論點にもあり且古代の傳説中に更よこの文字
ありたることの見らされり其偽物なること明らかあれり今かく論
せざるを得ず

○第五 古代日本の宗教及政治の思想日本國の起原及日本古傳 說の事

近時の神道家が信仰する處の宗教思想を知らんと欲せり百五十年以
來佛教及儒教の勢力を撲滅せんと企てたる神道家の首領たるもの、

これなり、これら
とハ支那さ日本の
音韻を明らめたる
人にあらされハ興
に語るに足らず

武判云この論まこ
さよいハれたり上
古に文字なかりし
とい古書も往々
譜據あり

清矩云我國ノ上代
ハ殊よ食物を貴重
せし事ハ殊よ其神
神のましますとハ
さら也膳夫の職を
重くし貴人の食事
事の節ハ嚴儀なりし
事なみ景行の御卷
天皇皇后の爲御
御名代御子もき
御置かれしと
なる風俗慣習さ
作者古事記云云
さら也記傳能ハ
なれされこれら
此條に脱したる
ハ憾なり

著書を一見せハ容易よ了解し得ヘシ(此舉によりて遂に多少この二
外教を變鋤したりきされど何れの地に於きても同し事にて千有餘年
間も久しく人心に浸潤したる教なれハ其思想動作を本復せんとする
あとの實に人力の爲し能ハさる所なりき然れども支那教育未來ら
さりし以前の日本人民の固有したる宗教思想を發見せんと欲するふ
種々の障礙ありて實に容易の事よあらず其ハ参考の書よも乏しく又
近世の書ハ信するに足らざれハなり何となれハ其論たる想像説と以
て記されたるもの多々ればなり加之ならず此問題は系傳と神傳と相
混し分別する事難くまた文書のいまた編集なりし以前より既に日
本には支那思想の浸潤したるを以て漢心混合して宗教思想を錯雜を
しめたれハあり此等の事にかきては外國人も論及せず又本居宣長
氏の如きは愛國記者なれハ狹隘の心もて此等の事にかきてハ故らに

論及せすして曖昧よなしうれたり

清矩云支那教育の意よりは上古既に文を授するの宗教云々の事から來らさりし以前諸人の信仰せしよりて是の如きが此れを宗教と覺えせまく欲するが如し。然れども此れを宗教とも止むを得ぬかく云ふ事も此れを宗教と見ゆ。その後段の文のみゆ。そもく上古に於ける國民は敬神の風最も厚く神の御靈を仰ぐたるを以安心とするの如きを除くたるの如きは神の御靈を仰ぐたるものへもひいたるを問はむ。豈れどもひいたるを近し所謂不言の事に至りては、國の事は其執權者ハ己か便利を謀り其以前より行はれし各種の制度の形跡を務めて撲滅して當時の人をして前代も猶當時の如き政体にてありたりさと信せしむるの處置を施し古制と滅却せしめし事ハ明かあればありまた天武天皇ハ諸家の賣たる所の史書の多く正實に違ひ虛偽を加へたりとし改正し給りんとしまだ日本紀の記者も巧に年紀を考作せしを以て思へバ前代の事實を記するも或い作爲し或い否せざりし處もありぬべしと自然余が心中よ疑問を生ずるあり夫故に今古事道家にてハ惟神即ち神道にして古書に通能に作者の如きへり我が國の古書に云ふる風習なり。然れども此れを神習といふべし。

政治上の事よりても其事實を説明するは至て困難なり宗教の事よりも尙一層不容易の事といふへし何となれば第六世紀第七世紀の頃より帝室威權確立し中央集權の政権充分に鞏固くありし時に當りては其執權者ハ己か便利を謀り其以前より行はれし各種の制度の形跡を撲滅して當時の人をして前代も猶當時の如き政体にてありたりさと信せしむるの處置を施し古制と滅却せしめし事ハ明かあればありまた天武天皇ハ諸家の賣たる所の史書の多く正實に違ひ虚偽を加へたりとし改正し給りんとしまだ日本紀の記者も巧に年紀を考作せしを以て思へバ前代の事實を記するも或い作爲し或い否せざりし處もありぬべしと自然余が心中よ疑問を生ずるあり夫故に今古事道家にてハ惟神即ち神道にして古書に通能に作者の如きへり我が國の古書に云ふる風習なり。然れども此れを神習といふべし。

しなから此明辨な
きハいうに

武郷云日本紀の撰
者巧よ年紀を考作
せし云々の論我國
の學者も云となれ
ど大に非也此は
信説のまを記しる
はず慎みて記しる
るなり下の日本武
尊仲哀天皇の年紀
の合さる所云々<sup>又云古代なき所の
宗教を知らんと探
りて其信憑を尋さ
るものより其答
のと也</sup>

陳せんと欲せば能ひざる事あしと雖とも確證とすべきもの至て少
くして充分なる信憑を得るに足らざるを知る日本古代の宗教を説明
する爲め古事記中より見ゆる所のものを累述せんとする前に古傳概略
を述るを以て必要ありとす否らされ立論空虚たるを恐るれりあり
其後に日本人民を形造せる古代人種の事よりて聊か吟味を試見むと
す何とあれ宗教の思想政体の組織人種の事及古書よりきての評説
等の總て互に關係し正しく云へ只一大綜合問題たれりあり

日本古傳説の概略を叙述すれば左の如し

古時獨神數柱生而後伊邪那岐神次伊邪那美神といへる二神生而(紀
記に其順序同しらず此神等の事今省きぬ)此二神配合婚姻し
て種々の國を生給ひ既に國を生み竟へて更に神を生給ひき火神と生
給ひしそよりて伊邪那美神死し給ひき男神女神の歸り來まさんこと

を乞はひ爲に底國に往きて女神より見ゆ給へりこの事實より神道説の最も著明なる一段へ起れりさて女神によろこびて男神の乞ひ給へる如くよし給ひしならんされど其處の神々に其事を評議せむわひざ待てよと女神のこひ給ひしよ甚と永く待留り玉へる程に堪へりたくして左の髪に刺せる櫛の男柱一箇取りかきてうど燭して入り見し時よ恐しき腐敗物とありて其中に入雷神居りと此傳説の次に黄泉の軍よ追ひれて逃來る時男神を助たりし三箇の桃を賞して神となしかる事また黄泉平坂まで遙々追來りし女神と相互に言ひかへし給へる過激ある傳説にて其一段を終れり

るをより伊邪那岐神へ日本の南西ある日向よ歸り來まして河水に身禊し玉ひ身よ着けたるもの河岸に投捨玉ひしよ其着物と此神の身體各部より新たよ生出たる神あり即ナ日神の左の目を洗ひし時よ

生れ次ゝ右の目を洗ひし時ゝ月神最後に鼻を洗ひ給ひし時ゝ須佐之男神生出給へりよどて其父伊邪那岐命ハ此三子々宇宙を讓與分掌せしめ玉ヘリ

此處まで傳説連續せず月神の事蹟こゝのみよして絶え日神と須佐之男神との傳説ばかりとなりて他神の傳説と分離して相合へざるものとなりぬ

日神と須佐男神との間々爭論起りて終よハ須佐男神其姊日神忌緘屋ス坐して天衣緘女と共に衣を緘り玉ふ時又其屋の頂を穿ちて天班馬を逆剥よどきて陥れたりき此所爲ふより大なる不幸を生せり
日神一時石窟よ退隱し其他の八百万神(日本紀よ從ヘバ八十万神)之レを患へ困苦して其處より日神を誘ひ出せりさて須佐男神ハ此所爲より放逐せられたれハ日神今ハ獨り高天原の女主と坐しきさ

て又こゝにて日神の傳説ハ暫く絶え傳説の多くハ須佐之男神と其子孫の事跡となりハ須佐之男神自ら祖神の命ヒ玉ヘる海原を御し給はす最初好みて危嶮を犯し給ひ出雲に於きてハ八股大蛇の事又曾しぶ後自ら好みて黄泉穢神となれりされど顯國に於ても統御の權を持ち給ひしと見え日本の君主權を以て六世の孫永夫曰大國主神なりよ興へたりきさてこれより其ノ孫大國主神の事又移り傳説多く出雲國の事となり

先大國主神、菟又ハ鼠と對談し又黄泉にます祖神の許又能出玉ふ時又顯ハし給へりし智勇の説又此神の好色の事また八十神又勝たる事其嫉妬深き后と和合の事また子孫の數多あることを記し後又少彦名神海上より來り此神を輔佐して國を治めし事を記せり

さて此後又至りて日神再び顯られ給ひ高皇產靈神(古事記の初又記

武鄉云五男三女神
は日神乃ち天照大
神ニ須佐之男神の
御中に生れ玉へる
御子なり疑はしき
よしめらす

頬唐云古言にウシ
ハクミ云ば本居氏
も云る如く其所を
我物ニ占居ること
にて天皇の天下所
知食ニは差別ある
言なり鈴木氏云宇
志は長ミ全言なり
波久は身に着て保
つ意なれば何れもも
境を定めて保つ義
なり云ふべく云々
る古言を味はふか
る時は君主權云々
新朝廷云々なまざ
らに下すべきに暗
さざきならの傳

載されたる神にて獨化神の一なりと評議し玉ひ日神の御子あらむ
ニ須佐之男神の御子あらむか疑はしき御子に日本の君主權を與ふる
事ニ決せり因て其事を行ふ爲ニ二度天より出雲ニ使者を送り玉へど
も其奏效なく四度ニ至り出雲王の服從を得て其使旨を全ふせり其出
雲王ニ主權を納めて新朝廷ニ仕へ奉ることありぬ其報酬として出
雲王の爲めニ宮殿を建造し適當ニ敬禮すべきの約なりて日神期し玉
へる如く其御子を地球ニ天降し玉ひ其ノ降臨し玉へるや北西の出雲
ニ非ずして(傳説の摸様ニ出雲に降り玉ふへき)九州の南西島
なる山嶽にくたりつき玉へり

天孫降臨の段ニツキテ海鼠の口は烈けたる由來を解きたる奇怪な
說また人命の長うらざる原山の傳を載せられよりして天孫の三子
炎火の中ニ生誕せる事又其ノ二子火照命火遠理命と云へる兩勇の傳

又弟火遠理命海神の宮殿と行て遂と呪咀の術を得て其兄とあらそひ勝て爾後高千穂と於て五百八十年の間を平穏と住居せし事と得たりきといふことを記せり(古事記中年紀と似たるものと記したるにこれを始とする)其次よこの火遠理命の子鷦草葺不合命其娘を娶り四子を生む一子の波濤を踏みて常世の國と渡り次子の海原と入り他の二子の吉備及大和の酋長と戰ひ其ノ征途ある時の尾ある神と出會し又有時の他の神と遭遇しまた靈劍及大鳥などの援々を得たること又其經途其處々よ於て事變と遭へば其事を以て其地と名付て其名跡をとじめて東征せしことを記せり此二子の一人の神倭伊波禮毘古命にて(他の一子の此命より前に薨し玉へり)日本紀に此命の崩じ給へりしと記し、時より千四百年後を経て始めて神武天皇と謚し奉れるこれあり

此後の大和及其近傍の國の事傳説の主となり而して出雲の事また再顯せりさて其初にハ頗る禮なき猥褻の事と記し出雲廢王と同一なる三輪大神の事をも顯はしハしめ其物語ニ途よ分れて遂よ連鎖して一に合せたり(因云此後人々いづき祭る所の神を視るよ實よこの三輪大神及其神の同契少彦名神伊邪狹別神墨江三神萬城大神日神及大和石上の宮よ坐す神劍の八神のみよして其の他の神の事ハ絶て聞ゆすありぬさて此ノ物語よつぎて神武天皇の後嗣ある綏靖天皇の御世を御玄玉はんとする初めよあたりて騒擾の事わりたるを記し爾後五百年間(年表に従れ)ハ皇統の概略と帝皇の都せる場所また其陵墓及年壽を載せたる外ハ實よ事跡の見るべきなし綏靖天皇よ至るまでの記よ各神各帝皇の事蹟と精密よ記せりといへども此以後ハ事實を畧記して委しうらす又神武天皇以下十七帝王の年壽と古事記

によりて平均すれり(世上の普通論より従ひて神武天皇を初代として)
殆九十六歳にして日本紀を木據としたる年代表よりれり百餘歳あり
實より二十歳を超過し給ひし皇帝往々在りしことありき上より云へる
五百年間の無事の時すきて崇神天皇の御代とありぬ此ノ帝年壽一百
六十八なり(日本紀より従れバ一百二十)此御代ハ耶蘇紀元を去ること
遠うらす此ノ時より出雲王即チ三輪大神再び顯れ給ひ疫病を起しま
たるを止むるの方法を夢より崇神天皇より告げ玉ひ遂より太多田根
子といふ人此神の子なること知られて此神の宮の神主とし給へる荒
誕あり次の垂仁天皇の御世よりきてハ神代の初世の如き奇怪ある種
々の作爲説を記載し又皇子の爲より出雲大神を私せし事また帝室内より
恐ろしき争亂ありし事天皇の後妃を喚上せし事と常世國より橘を持
來りし傳説ありて終に景行天皇の子として勇將たる倭武命の傳説の

段ふよへり抑此倭武命ハ甚勇悍ムしてある時私うム其兄を殺し玉
ひ其後ム至リてハ日本の西國東國を服従せしめたる勞を執り其業を
成功し給ヘリ其傳説ハ歐洲人の口ムいさのみ味あるヘシと雖古事
記中ムありてハ最感覺を起すべき事實の一あり此命賊魁を殺し給ハ
ム爲めに女裝を爲し驚くべき勇氣を顯ハし給ひ或ハ持ち玉へる靈劔
及火打の爲ム危難を免れ或ハ其後の水中に入り怒濤を靜め玉へるム
より難を遁れ或ハ鹿と化し或ハ猪と變じて命を憚ます神ム遭ひ千辛
万苦して終ム大和は歸り玉ハむとする西道ム於て薨じ給ひぬ此命の
薨じ玉へるや白鳥ム化し玉へるムより白鳥の陵の殘れる事を記玄た
る一神傳ム其結を結ベリ

此ノ次成務天皇の御世ム至リてまた記すべきものあし而して其ノ次仲
哀天皇の世ム至リてハ前文なくして忽然筆を起して今ハ帝都ハ日本

の南西島なる筑紫ありと述べ而して四神ありて仲哀天皇の后なる神功皇后とて史上其名高りし其后又憑依して韓國といへる地ある事を指示し玉へり(されど韓國の事ハ既より前ももありて初めてなるもあらされと)然るよ帝ハ其神告を信じ給ひざりければ其ノ不信の爲又罰を蒙りて崩じ玉ひたれと后ハ其大臣の議と神意とよりて種々の禮祭を施行し終りて軍船を整へて大小の魚と奇靈しき浪に援とよりて新羅(韓國の古への區分の二)ニ押勝り其國を伏從せしめ玉ひて後其ノ日本に還りまさむとするとき筑紫の小河又於きて裳の糸をぬきて釣糸とし釣し玉へる甚ふしきなる物語にて一段を終へたり

次段より後の海路より大和又行きまなんとするとの傳説を載せたりこの一節の大和の段と筑紫の時の段とを接續せしむるの連鎖る

あり日本紀より仲哀天皇の統御の初めより大和より住み給ひ其後より筑紫より移り給へること爲したり故にこの潤色も少く古事記として世よりわらざりせばうゝる筑紫大和の二段より分れし傳説の事實も詳明すること難い。へし永夫曰英譯古事記をものせる記者は神功皇后の新羅を征筑紫より大和に移り玉へるものこれもへるもの、如し故に日本紀の仲哀天皇の即位の初年に御坐しといへるを疑ひ古事記のこの一節により大和に移り玉へるは後年の事なりさせる。か如し古事記には確々倭に還り上りましまむこありしに、この還上の文字に心付かれさりしは記者か平常の眼力に似合はざることこそいふべし。さて其後の物語ハ皇后の軍其義子なる香坂王忍熊王の兵を破りて平定せし事を記し是より後の傳説ハ大和の一口より流疏せりさて其次應神天皇の御世より始めて支那の事を記し大陸より書籍或は種々の緊要ある技術漸次より渡來せることを記せりされどこの御代ハ外國より始めて文化の刺衝を受けたる世あれハ其傳説尙前代の如き奇怪ある傳説を免かれす(天の日矛などの事をいふ)又此ノ帝の年壽一百三十歳にして其後嗣

武鄉云天日矛の來
りしは神代のとな
るを因に此に記し
出たるなり其傳説
の奇怪なるを以て
も此時のとにあら
ねを証すべし

ハ八十三歳ありと（日本書紀より従れば）應神天皇の年齢を一百十歳而
して其太子たる仁德天皇在位の年を八十七年とせり）

次の御代よりて始めて奇怪なる事止み履仲天皇の世より日本書紀
よりれバ國史を諸國よりき言事を記し四方の志を達せしめし時より
て此ノ時ハ我西暦第五世紀の初より當れりしかして古事記日本紀の編
纂より實より三百年前より余か前より述へたる日本第一の史籍編纂
(舊事紀あり)を去ること僅うより二百年前より此ノ時代よりの事ハ古
事記の傳説善美を盡さずといへどもまた信を置くよ近し其紀事体た
る一二の詳密ある處ありと雖其ノ他ノ帝皇の系統を示すのみより
第七世紀の始めよりて全く傳説終れり日本紀ハ否らモ耶蘇紀元七
百一年より至るまで紀事最多し細言すれば其日本紀の編纂の時までハ
事實充分備れり

日本古傳の畧説右より述る所の如し此ノ略説を讀みたる者又ハ本書を通覽したる者ハ必其ノ傳説の全體の連續して年代の上より於て段落もあくまた第五世紀(履仲天皇)より以上ハ小説と實説との別ちもある其連續の絶たる所ハ唯々土地の上にあるを見るあるへし

日本神傳と日本歴史とハ互々相結合して一物の如しこの事實ハ國學大家の充分よしかりと認識せし所のものよして其ノ各家の説をハ輓近の神道家も信仰すへきものと思考したり是よりて神道家の説をあしていふ正史たる國史よあるものハ悉く實事ありとされと人皆かへるは未見解の足らさるか爲也但儒生は國書を見ると漢籍を見るか如くする故にかゝる説をなすなり

正辭云怪異なる説は比喩なりとれも

日本語の説ハ既より

賴樹云荒井氏の如きは徳川氏と支那あることをしりて他を知らざる人なり但し博學多才の人なれば取るべきなきにしもあらねど神書のごときは最も彼が短所なるを何の証にざるこひ有へき橘氏も國學に長せし人なから神典に至ては其長する所にある是こころしらひして見給へかし

正辞云守部氏は國學者なれども常々本居氏を非難せむとなつさめたりかに其説に異ならんと欲し種々の牽強附會の説をなしたる形迹ありといひまた氏は本居氏の古事記の説と異論を爲して大より

中を洞察する足るものあり日本語辭に通し日本傳說に通じたる人は新井白石氏著の古史通を見るへし伊邪那岐伊邪那美二神の婚合の段の傳說に理論の解釋をなしそを貴重し悦ぶものゝ如しされ此一書又本世紀を見る人は氏もそを筆する時實に熱心して其説を爲せりとは信じがたし

至りて同説として稍廣き説をあすものハ橘守部氏あり氏の熱心ある神道家あれども説をあして曰く無用ある奇怪の傳說の明ある實事の如く信せざるも可ありうべ例令バ鼠の言ひし事伊邪那岐神の頸節の葡萄の房とされる事等の如しと氏の此等の説を解くと想像説をあして曰くこそ幼語細言すれば則稚子の語にて子供の心中の物語をあてはめん爲よ作爲せしものとて輓近よ至りてハ信すへきものとして大人の敢て採らざるも可ありと氏は又古傳說中より支那の風を寫し取た

正評云高橋氏の説
は論するにも足ら
ぬとなり

氏を非難せり又當時の日本神理學者ともいふべき學風よて耶蘇教著述家たる高橋五郎君あり君の新井白石の學風をくめりされど君は外國の神說を知りてそを或ひ自國の神說よりじへて説けり例へば日神及八股大蛇の傳說を説くゝ推測説をあして曰く昔日といへる女王ありけり其弟あるもの品行脩まらずさて其領地より放逐されたる後遠呂智といへる一敵人を討滅せりといへるゝ如しまた浪の上より來りて出雲王と國土經營の事を共よあせし所の少彦名神自ら其名を言ふ事能ひざりし傳說を説くゝ此神の異邦の人よして日本の言語よ通せされば暫く何事も理解しかねたりと斯の如き理論上より説を爲すもの間々あれども斯くてと其傳說を維持せんとして反て其を頗へすが如き理あるよ氣付のさるゝ奇といふへしされども高橋君と自説を信じて曰く余の神說の解釋よ於ての牽強附會の説あくまで想像

武卿云此論まことに
に然り新井白石挿
守部等の差強を一
掃するに足れり

の空論よりもあらずして大方の疑を解明すること誤まらざるへしと
に論及せしものは高橋五
郎君の神道新論による

又云百中の九十九
所謂目盲千人の諺
あれは此を以まこ
この學識あるもの
と云へからず學識
ありと思ふはみな
外國に魂を奪はれ
たる學識なり

現時神傳々疑を抱くものゝ多きへ一般の慣習みて細言すれハ學識わ
るものゝ百中の九十九ハ神傳を排し否らざるも尙これを拒むものゝ
如しされども神武天皇以後の史よりて黙從して敢て非難するも
のあし歐洲人の中よもさらぬもあれと過半ハ此見よ從ひぬそハ曆術
家史家諸科學家の如きも多くハケムプア及此ナスイングの如き陳
腐なる著者の説を再述し日本よハ二千年以上を含有する所の正史あ
りといふよ從ふもの多シイホール及ホップマンの如きへ尙進みて
耶蘇紀元前六百六十年に於て即位し玉へる神武天皇の其年月までも
信するか如し今ハ日本の政府も是を認定す故ニ學校教科書の史籍の
編纂よ於ても神傳即神武天皇よ至るまでの日本古傳説とバ或は默過

又云いかなる愚人
なりけん外國に使
しながら我上古の

事實をもよくしら
す抑當なる説を吐
てかくまで異邦に
耻をのこすも

し或も畧説して人皇の史に於ては神武天皇より以後の日本傳説の精
細として其記載されたる事實を見るに恰も昨今の事跡にして世上より
其の徵跡尙現存し疑ふべき所あきか如くに詳記せり官板として同形
のもの他より多し今其一例と舉くれハ維也納の博覽會より日本帝國委員
の出したる日本帝國報告といへる書より曰く

我朝の歴史たる太古より其源實より遠くして分明より知りのたく典籍又
ハ曆書の正確なるものあしされど我朝初代神武天皇の時よりして
ハ信を置くより足る此天皇日向國より東征し大和檍原より都を定め天
皇の位より即玉へり現時日本帝より此天皇の子孫として皇統連綿たり
日本紀元より此神武天皇の即位より起れりと

余輩は此委員会記載したる日本紀元の事よりきて今評を下さん此
紀元ハ一千八百七十二年十二月十五日(明治五年十一月十五日)の布告

武惣云今人の心を
以て上古のとを公
平無私に考なば信
しかさきと多かる
は本よりなり上古
の心を以て公平無
私に考へよ

より始まりたるものにして其日の博覽會委員が報告書を印刷せし日
より十四日以前也又此ノ日本の紀元は日本歴史の始めて編纂ありし
年より千三百年以前にて又物書くことの術日本に傳へりし年より九
百年以前として奇怪ある傳説の滿たる書卷によりて建たるものあり
今かくの如く批評し更々贅言せずして此紀元を信するもの又問へん
公平無私にして尙よく日本古代の年紀と日本歴史の始めの一千年間
を信するやど

今や上の論をこゝ止めて更に古事記及日本紀より拾集したる古代
日本宗教及政体の有様を陳へんに先材料を分ちて二類とす第一議論
推斷の資と供すべきもの第二意義の明らかなるもの先第一類なる天
地化說夢及祈禱等の事を陳述せんとす

是を論述するに當り讀者の驚くべき事あり余輩う今止を得ず日本古

清矩云我邦の神祇の事跡を儒佛に向へて神道とし宗教めきたる事もあるハ輒近の事也然るを止むを得ざる名詞さへ云なから日本古代の宗教を云ふハ實よ其當を得ず下文に日本神說おこみにたる方穩あるへし但し所よりては概してかくも云ハれま

じ代の宗教適當なる名詞と得ず故に宗教といふといへりこの古代日本の宗教あるものへ實よ宗教として組織せられたるものとあふす何とあれバ書中教法を記せしこともあく又脩身法を載せしものも見ざる事なり抑宗教書たるものへ此等の事を主よ載する事佛法耶蘇教イタラム教の如き文明の宗教書を見て知らるゝか如し余輩う記紀二書によりて見る所よてハ一宗教の如く確定したる組織あるところあらず單ろ雜駁ある迷信の類ありと知るさて夢とば甚大切ある如く信じ夢より未來の事を知りまた神意を伺ふと得るものとなし時としてハ事物の夢よりて現出せし事ありそひ靈劍のことの如しこれにより余輩ハ有形の事と無形の事を混合せるを知る抑古代の日本人ハ有形の顯象と無形の顯象とあることを知らざりしなりまた天を古代日本人民の地理と同様ある現國なりとし人々死して後も恵みを受く

るが爲よ往く所の場所ありとの思考する事あくたゞ日本國の上よりある高原として橋梁或ひ階梯によりて日本と往來すべき神々の住所ありとふもへりまた地上より射たりし矢の天より達し穴を穿ちたる事ありまた天上の紀事に山あり川あり其へ日本旅行せし人の其國內にて見る所の川の如く河中に名あることを記せり(天堅石)其他一二の岩穴一二の井の事あり動物及植物の事ありされど山の事よつきてはさたりならざるものありろゝ有名ある迦具山なれど大和の國內よりも其ノ名わりていつれあるや分明あらす

また神の中よりも或ひ此地上に住み或ひ天上より此所に降りて人間の婦女を娶りて子を設けたる神ありろゝ例へ神武天皇の祖父の如しまた尾を持てる神あり其他異形の神あり而して所謂神代より第一世紀第二世紀に至るまでも荒振神の日本の地方中より住める事を記載

頬唐云日本より神
さいふハ天御中主
神を本にて他神ま
てへも及びし言ふ
り威力ある物るご
を云ふもせよ最々
神の末義ふるを國
學者すらざる條
よ暗きが多かり外
邦の人にてハ寧あ
やしむよたるべき

し且皇帝を時としてハ神と稱し加之ならず帝自ら其稱號を用ひ玉
へるありまた時としてハ動物と化し給へる神ありまた唯物をさして
神と稱せられしものあり(日本の「カミ」といふ語)前にもいへる如く
長上といふ意に當然みて日本の上代より神と祝し奉るといへる動詞こ
そ字義をよく含めるものといふへタレ)その伊邪那岐の神の黄泉神
より攻撃を受給ひし時より投々給へる桃に告げ賜へるが如しましたある惡
神をハ合稱して五月繩に似たりと記せりされど善神と惡神を類別す
へき分ちハ更にあし日本の神といふハ希臘の神と同しく一層威力あ
る人を云ふが如し人間と均しく生出し或ハ死亡する神ありさて此
あらぬとを知べし
希臘の説ハやく近
き方もあれど神の
本義よりあほ叶ひ
がたし

武郷云善神と惡神
との類別なきを以
て神ハ長上の義よ
あらぬとを知べし
死の事よつきてハ傳説矛盾するものありそハ神の中より生命の全く絶
ゆたるう如くして死せりとするありあるひハ黄泉則彼一道より移るを
以て死せりとするもあり又時としてハ死事より關せずして黄泉より旅行

せしものありしこれあり黄泉國の如きも亦矛楯する一例あり出雲大國主神の傳説にれきてハ黄泉國恰も生者の住むるを得へき地にして誠ニ天上と均しきもの、如し其所にハ草木もあり家屋もあり家族もあり其外種々の事を記したりまた伊邪那岐神の傳説よ於てハ黄泉ハ只可畏き汚穢死醜の住所たるを示し而して彼地に往き給へり此神の詞にもまた彼地の可畏汚穢の地たるをあらひし給へり其二説符合せざるかくの如した、其説の相合ふものハ上地と黄泉の間ニ黄泉平坂（或ニ山）といへる境界あるをいへるこれあり死者の状態の事を記せしゝ何れのものにも見ぬず尙善惡ニ關らす死者ハ未來の世ニ關係あるべきを記せしものあし

古代日本人の信仰する神多しといへどもや、後より至りてハ上にも云へる如く唯日神、伊奢沙和氣大神、石上神劍、少名御神、三輪、葛城大神、

寛云神を祭るに麻
また布を以てし酒
また饌を以てする
ハ其本原に報する
の義也弓矢矛盾の

類を以てするハ國
俗の尤も重する所
のものなればあり
故ニ農器をも獻る
とあり鏡を以する
ハ事遠く神代に起
れるもの也土佐日
記ふごく云へる文
詞ハ証とするよも
足らずなん

及墨江三神のみ、殊々信仰を受けたること、みゆ此中日神と墨江三
神とい四柱相列ひて出顯し玉へりされど他の五神は各自も出顯して
同列も顯られ給ふことなし又山川海河の諸神をば尙天神地祇といへ
る如く山神川神海神と合せて禮祭せることみゆそハ神功皇后か朝鮮
を征伐し玉へんとせし時眞木の灰と瓠も入れ亦著とひらでを多く作
り總て其を大海も散し浮けて諸神の心を慰めたるおとのおりたる處
是れあり

今上も神祇を禮祭する事を陳たるよつきて祭祀の儀式も及はんとす
この事も就ては詳細も知らん事を望み居たれと古事記も載せる所の
もの委しからずされど今上も擧げたる文につきて考ふれハ神々の心
を慰めんとして祭祀に用ゐる供物の其品種々も一定の法あり何
とあれハ通常の人民の其最も貴重する所の物品を奉獻して神を祭り

武鄉云陵墓に宮殿
ハモキ管なり是
何を云へるよか俗
に伊勢神宮を大廟ハ
陵墓されしへるにて
や陵墓されしへるにて

賴唐云神殿陵墓
この製ハ區別する
にあらず但し神殿名及
本にて陵墓に神樂歌
れるなり神樂歌より
オクッキニ有ハ神
座の謂ふるな日本神
紀万葉よハ墓よも
いひ宮ハ神殿の謂
むるを萬葉よハ墓
にて思ひ半に過なる
も其の名稱も亦

しか如し紀貫之う海中よ於て風波の難よ逢ひたるとき其持てる二ツ
なき唯一の鏡を以て波濤よ投棄せしと聞ゆるか如し又古代日本人へ
神を祭るよ貴重のものとして麻を以て製したる布と楮の皮を以て製
したる布と用ゐたりしか近世よ至りて紙と以てこれよ代用せり又
古代ハ神を祭るよ盾矛の如きものを用ゐたり又古代は神及死者の靈
を祭る時食物を供せり又日本に於てハ神殿と先代帝皇の宮殿或ハ陵
墓あとハ其製同しくして區分なし又上ヨモイヘる如く其ノ名稱も亦
同し日本語よては神殿と宮殿との共ヨ御家^ヤといひて同しことあり

さて祝詞の事ハ古事記中には唯大國主神國避の段にあるのみ永夫云記
上卷火を
鑄出云々其ノ外神と人と對話せし物語あれと神を祭るの詞ハ毫も記
載せし處なし然れども幸よ他に上代の祝詞を集めるものありて亞細
亞協會雜誌中にサトウ氏既よ之を譯したり永夫云延喜式
祝詞の部を云今其ノ祝詞の文

を看るゝ大抵皆曾て神恩を拜謝し又更に神恩を得ん事と願ひて稱讚の辞句と神前より供する物品とを載せたり其ノ文體ハ散文として歌句の体もあらず又實は古事記の歌すへて百十一首の中より一首として宗教と關係するものを載せず

祭儀の事古事記中より多く記載されたるものハ水を以て禊祓モの儀式あり又探湯と稱して熱湯を用ひて裁判する事記紀の二書に見ゆたり然れども探湯の事は大陸と交際を開きし後より至りてハこの事なし又神より祈誓すると云ふ事徃々見當りぬこハ歐羅巴より行はれし賭博、誓祈咀より似たり又書中に神官の事を載せたる所あれども其職掌等を詳説したる所あるし余輩ハ上古神官の神と人との中に立ちする職掌などの記されたることのなきを以てからへて當時より神官といひて一種別族と爲したる者もあらざる事おもひやらる神官の一派別族

武列云是ハよく見
られたる說なり祭
政一致の世より神官
なき筈也

とありて其ノ職掌を子孫又世襲する事の後世百官世襲の風習行はれし時より始れるなり

紀記の二書中種々の謬信を記せる事處々にあり此種類の謬信の二書編輯の頃より既々陳歎みて其ノ由來も分明ふらざりしと見え書中一々其ノ由來を陳へたり例へば一々火點し又ハ夜中櫛の歯を歎き又ハ蓑笠を着して人家に入る事の不祥なる事等の由縁の古事記日本紀共に之を載せたり

靈異の事亦屢々書中より載せたり例へば須佐之男神大蛇の尾中より得て今尚帝室の神器と貴ぶ所の草薙劍また火遠理命の其ノ兄火照命と爭鬭又もちるて勝つ事を得し所の鹽盈珠鹽乾玉及同傳説の鉤等の事是あり

又古代に於てハ神意を伺ふ常ニ鹿の肩骨を灼きて占ふ法を用ゐた

り又人間と雖未來の事を前知する力ありと信したりと見ゆ又人の旅行の時に地中に壺を埋め又敵と戦ふ時其始めて射る矢を尤も慎み又神功皇后が朝鮮を征伐せんぐ爲めに發途せし時神々を祭りたる注意を見れば古代の日本人ハ何等の事業を企つるにも最も其初發を慎みたること見ゆ

今古代日本人の宗教思想の事を述べ終らんとするにあたり其ノ思想中に證跡なきものを擧げん先ッ大洪水の傳説なきが如し又地震の災に屢々罹りて恐怖を生したれどそれダ爲に人心に特種の感触を生せざりし又星辰を祭らざりしか如し又身体成立靈魂變化等の說あきが如し靈魂變化等の說なきを見れば日本神説ハ佛教傳來以前よ其一体を備へたること知らる又何れの國にても洪水の災屢起りて大々人民の想像に感觸せしに獨り日本のみ此ノ事あるを見ざるハ珍うしき事

賴庸云これ我古學者流の説を看破せし言にて最めてたくなむ但し神道は八數を尊ふと云も亦泥めり

ありこの洪水なるものゝ近時まで古代「アルタイク」人種の小説ありと云ひふらしたるよ「アルタイク」人種中は最も古き日本人の傳説中にある傳説なきを知れり又何れの國にても古代の人種は星辰の事に付て其想像を恣にし種々の名を付し其出現により種々の推測をなしたるに日本人のすてゝ顧みざる風なりき衆星の漢名と付し又其説ともを爲せる正史時代の頃支那より傳習せるものなり尙日本人の天を讀みし歌と星の事を云ひたるものなし此又記載すべき一事あり歐洲諸國よて其七の數を貴き數としれど日本よ於ては此數を貴重せずて却りて八の數を貴べり例へば大八島國八股蛇八峯鬚八千矛神八十神或は八百万神の如き其八又は八十の語の註釋家の言ふ據れば只數の多きをいへるものとして字義のまゝ解すべきものふわらずと云へりまた古事記中は八の數を載する外は九又は十と

寛云景行天皇の朝
に八男八女を大八
洲に象りしとみ
ゆるは實數あり此
説まことよいはれ
たり

へる數をわけたるあり但し大八島國の如きハ一々其數の島を列舉したるを見れば只數の多き形容のみ用ひたるべからりにもあらず正しく其、員數をさしたる事もあるい疑なし

さて古代日本の宗教思想ハ上ヌ舉ぐる如くなれば近來歐羅山の流行記者が著述したる證據もあき神道想像論ハこれと大ヌ違へる事知るべし今其ノ一例としてレゼンド 氏のいへる言としてリード氏の著書中に引用するものをおくるに曰

日本神道の説よりハ高產靈といふありて其ノ靈宇宙に充滿し何れの處よりも多少此ノ靈の寄寓せざるハなし故に又到る處として多少神々の座あらざるハあしこゝを以て神の數の増加する事際限あし又上代日本人ハ古代の羅馬希臘の人民の信するが如く天地開闢の至尊達智の上帝ありとし此上帝ハ人間野蠻の風俗を改良して

善美的風俗に赴きしめ又其職掌の人よりて世人より今世の幸福を
増進するのみあらず死後安樂を受くへき教へをも教へたりきと
今こゝより舉たるゝ多く世に出たる妄説中のーなり今斯の如き證跡あ
き妄説を信する人あらば余輩の其人を稱していへん十九世紀に今日
を以て尙神代と同時とおもふ人あらんと

武郷云統御權の行
はれさりし証ハ何
かある此統御權ふ
う天壤無窮の神勅
の基く處あれ政治
上の太關係ニ云ヘ
し

さて政治の事よりん抑政治の事より關してハ古書より記載せるもの宗
教の事よりも少なし唯伊邪那岐神が宇宙を統御するの權を其三子より
分任して一子より高天原を與へ又一子より夜見の國を與へ又一子より
ハ海原を與へられし事と出雲の神が其出雲の國を統御する權を其兄
弟八十神より得たるとの漠然たる傳あるのみされど上古の傳説より據
れば神代の初め此種の統御權の實より行はれたるものにはあらず只天
神相會合して一種の共和政治を設立し政治上の大事起れハ天の安河

正辭云安河原の會合をもて共和政治なりと見做すハ甚謬見なり其証ハ已よ記者もいへる如く宇宙を統御するの權を授くるよさへ諸神集會して議したるふさハなきなや

寛云ニハ古事記より記し次よ神武帝よりけて記せるが何とも甲乙の別なきよ似たるを以て君主獨裁よあらすと推測したるのみ更に確證ハなきとなり

原に會議を開き其議員中の最も賢きものゝ言によりて何事も決めたるものと見ゆ記紀二書の傳説よ載せたる種々の神會は恰も各國草昧の時人民村會を建立して一人の賢明なる者說を述ぶれハ衆人其說より順にしてせしろのものと同しとなり天上の傳説より下りて地上の傳説より至りても彼の神代の間ハ彼處此處より孤立せる人々と其家族關係の物語のみよして更よ政体の知るへきなし神武天皇以後の戰争より關したる傳説より各地方より酋長ありて其兵士を率ゐて戰争を爲し各々其一小分地より割居して全權を擅にせるか如しどいへども當時筑紫人種の政体ハ君主獨裁よりあらず其ハ神武天皇の傳説を見るよ天皇其兄の薨し玉へるまでハ其兄と相連合して互に將となりて其兵士を指揮し玉へると見れば筑紫人種の政治の體裁ハ君主獨裁にはあらざるが如し又神武天皇及び其嗣君の代々より征服せしめ玉へる倭の縣主及び

武郷云倭の縣主
ハ志貴縣主など
事を云るゝや是ハ
大倭と河内より二家
ありて自ら異なり
出雲國造ハ一家より
て兄弟の争ひしな
り國造ハもさより
一人なり

出雲の國造の常に數人の如くよしして一人の如くよわゞさるを見れ
其縣主國造等の各々皆一人よて其ノ權を専らよせしにもわゞさる事
しらる又所謂人代の頃日本より天皇の直轄よ屬せし國と其直轄に屬
せざりし國とありて其地方官縣主國造連等の名を貞ひたるを見れ
上代に於てハ天皇の直接よ日本諸國を統轄し玉へるにあらずして或
る地方よてハ其ノ酋長外ハ倭の天皇に忠を致し内ハ其領地を統轄し
又或地方に於ては天皇の一族家臣其地の酋長に代へりたるもの尙其舊
跡を負ひて其領地内に於て無限の權を振ひたるものありきと見ゆ實よ
當時の政体ハ中央集權よあらずして封建政治ありといふへしこの古
代日本の政體の事よ付てハ日本の註釋家も既よこゝよ注意し實よ大
神道學士たる平田氏の如きも既よこの事實を認定せしのみあらず尙
一步を進めて第八世紀永夫云孝德天皇の御世より第十二世紀の央永夫云後白河天皇御世よ至る

迄行へれて今日また再興したる中央集權の政体へ全く支那の郡縣制を摸擬したるものあり第十二世紀永夫曰後白河天皇御世より千八百六十七年永夫曰新のよ至る迄行へれどる封建政治こう實よ日本古代の政体あれと云へり今余輩は日本中世當初は政体よ至りて頗る繁雜したものもありまた平田氏の説も當初の事よ至りて其證あきを以てこの説の如く第八世紀より現時よ至るまでの説を盡く當れりとは云ひかたしといへとも上古の政体たる天皇の直轄の地の外よ於ては中央集權よ似たるよりは寧ろ封建政治よ似たりといへること疑あき事なり又第七世紀の頃永夫曰孝德天皇の御世日本の政体俄かに變じて中央政治の如くありたりき此時まで地方部長の負ひたる名稱へ或へ之を剥奪し或へ之を戸ふ改めて有名無實の稱號と爲したることは亦疑ひあきことなり又上古の世に於て天皇の繼嗣の事甚次序あかりし事第六世紀よ至りて

もの位の空位水天云武列天皇ありし事あとの奇なりといふへし又天皇
繼嗣を嗣ぐべきものを皇子中より撰みし時嫡子と撰みて立たる事甚稀
なりしもとも記紀の古史に徵して知るべきあり

余輩は日本古傳を講究して其宗教政治の思想を分解する事を得たり因て本條に於ては此ノ分解したるものより更よ一層古き日本國の起原日本上古史の事に付て説を述へんとす然れども是ハこれ余輩一家の説として確信すべき事ハ多からざるへし

古代神人漸く増加し其傳も從て繁雜となれるを見れば第三世紀の頃亞細亞の大陸と交際を開きし迄の間は日本文明の發達ハ只一路より開通せしものといふもハれずされど唯よく神人の増加と傳説の繁雜よりての考のみみてハ尙信するに足らす余輩かもふ日本傳説は最初より三方より分れ而して第五世紀よりて此三方互に相混

正辞云すへて支那
の古代の書よ日本
のとを記したるハ
謬誤多くして據よ
足らず

寛云かの山海經海
外異記等よ記せる
南倭北倭ハ新井白
石が云る如く琉球
シ蝦夷さをさせし
ものなるへし歎國
よ分またりと云と
証よハ用ゐがたし
正辞云此のあたり
の想像説ハ皆無稽
の談あり

同して日本を形造し正史の端緒を開きしありと此三方の第一を出
雲とし第二と倭とし第三を筑紫とす而して日本の東部北部の此内に
入らざる所以は實よ近年よ至る迄も野蠻なるアイノ人の居住せし地
たりしを以てなり古代日本ハ數國よ分れし事ハ余が私説たるのみよ
はあらず實に其ノ證あり山海經よハ北倭と南倭との事を記せり又兩
漢書よも日本國ハ數多の王國よ分れたりと記せり又後漢書にハ日本
國の最も強き者ハ邪馬臺なりと記せり又後世支那史官の書よハ日本
と倭とい各別國にして日本ハ嘗て倭を併せたりし事ありとせりふも
ふ々此ノ史官のいへる日本とハ筑紫島又ハ其島の一部を指して云へ
るものなり或ハ支那人ハ日本の事情よ迂ありと云ふ者もあるべから
ニ支那の古書中よ東北の山地の外よ毛の生たる人の住國あり「エミシ」
「アイノ」と記したる所處々にあるを見れば支那人も日本の事情よ迂あ
きいふ

武郷云出雲よい
なるものありて一
別國を立てしや大
巳貴命をふの時存
在せし神さまでの
と、かこのあたりの
論すべて論するよ
足らず

らざりしを知るへしされど今かく舉ぐる所は筑紫と倭の各別國たり
しの證よ過ぎず出雲の別一國たりし證ひ支那書よも見當らす今思ふ
と筑紫人の倭を征服せしめし以前に倭人が出雲を征服せしめしこと
ありしあるべしされば古史中よハ倭人ケ出雲を征服せし傳說と筑紫人
が倭を征せし傳說と相混淆して分ちうたく而して傳說の混淆せるも
のを分析するは容易の事よあらざるが故よ其ノ確實ある証ひ得ると
能いざれを出雲の事ハ神傳中よて殊よ著く載せたるを見れば古代一
別國たりしハ明らかし此曖昧なる問題如きハ後來いうなる明證を得
ることあるも先日本の正史は紀元四百年永夫日履仲
天皇の御世を以て古代中の境
界とし此年紀より以前ハ荒誕なる傳說甚た多くして信じ難しとす
さて上よ云へるが如く日本の古傳說ハ元と三國の傳說の混合せるも
のといふ説信ありとせば其ノ古傳說中の想像の部分永夫云古事記の神代
七代の段より伊邪那

岐命國生の段の部分な
に付て其の意義を解釋せんとするより殊々非常に注
意せしむあるべからず實ニ一層精細ある穿鑿によりて傳説の種類を
三國に分別し得るの日又至るまでは其傳説の意義を解釋するを遷
延せばあるべからず何とあれハ日本の傳説果して三國傳説の混合
のものたりせバ神系圖も無用ニ屬し又今余輩か論題としたる日本古
代の宗教思想といへる事も正しく其趣意立らし何とあれハ其傳説
中ニ載する所の各種の宗教思想ハ何れの時代よりて區分したるも
のニもあらずして土地の屬部よりて分ちしものたればなり且古事
記日本紀の開卷に載する所の神ハ其初めニ載せられたる神なるか爲
ニ必ずしも神々の中にも最も古くより信仰せられたるものといふべ
くらざるは猶書卷の初めニ載する處の序文必ず其初めニ作りたるも
のありといふべからざるが如しきく見安き道理あるをも辨へすして
となり

歐羅巴人の日本神傳を少しく學びたるものへ互々日本人の古代信仰せしものを推測して或と二神教なりと云ひ或ハ三神教ありといひ或は又至尊上帝なりと云ひ古事記と日本紀とよ載する所の日本開闢元初の神の二書相異なるを知らざるものゝ如し今余輩をして此問題又云後世神官輩の作出したるものゝ過きすゞハ過言も甚しき云へし何の証ありてうくいへるよか其証きらまほし頼庸云後世神官作用の説ハ今の日本より心引まといひ出されし言こそ覺ゆれ我古ハ帝室の記錄を始め中臣忌部以下諸氏の家々見えざるもの多し

よ傳へたる書も此
四五百年已後の如
く世より廣く廣く
しらば神官輩が容
易く窺得べき物より
あらず況むや衆庶
共よ古書を讀むこそ
ハ近世のこゝなる事
をや今を以て古を
誣すして可なり
清云こはよき忠告
よして古史を見解
すへき良法也云へ
し

抑上代日本人の豪勇ある人種として實より性理學上の思考などより注
意せざるものありとされば此の如き人種として當初高尙の獨化神を
信仰し後にハ全くろを見放ちて信せざるよりとするハ實より疑ひ
しきことありとす此等の問題ハ博く日本古代の民情を熟知し日本古
代の宗教を學ひたる人の決斷より任すべくものたり其の他又同じ學者
の助けを得て決斷せんとするものハ日本傳說を明細より分解せんとす
るより先其傳說中比喩法を見做して解釋すべき部分幾何ありや又多
少錯亂ある史傳を見るべき部分幾何ありや又物理より事實を調合した
るものと見做すへき部分大山祇神の祖の段邇々岐命の日向^{シカニ}名を貢せ玉へる事等を云ふ幾何ありやまた後
世神官の製作より出たる說を見るへき部分幾何ありやと定むること可
れなり

今この三ヶ條の内より歐羅巴人の考よりよりへ比喩を以て記されたる

もの多かるへしとおもうへけれど苟も日本の學問を知りたるものへ
否らず無生物を人類の如き生きあるものとして比喩形容してものう
く事ハ日本人の習ひよもなくまた一般東洋人の内よもさる風あけれ
ばなり日本よ於てハ其名詞よ男女の性あし其動詞よ人稱の區別なし
又無生物の名詞を他動詞の前よ置きて其主格とし「温風か冰を渙か
す」彼れの談話の余を樂しましむ」と云ふか如く風、談話、等の如き無
生物を比喩形容して有生物としたる例ハ日本古今の語中よあらざる
なりこれ尋常の歐人と雖能く知る所なりされとも大陽を日神として
神說中よ載せたる處又倭武尊の傳說の如きハ上よ述アる所と異れり
此傳說は今迄全く正史として一般よ人の信せし處なれども其趣意
たる比喩形容甚多く他國の傳說よ類するが故に若し比喩法よより解
釋する事あらへ益する處あるへし日本武尊其兄を殺し玉へる條
また同勝夫の條参考す可し余輩ハ既よ

賴庸云大陽を日神
といふ例なし但し
近世の學者ハさも
書もあめまざ古よ
くらき説ぞうし

上に述べたる如く此等の事たるや固より一人の獨斷を以て決すべきものゝあらずされし今余輩は他國の傳説を解するよ用ひて曾て益ありたる解釋法を日本傳説にも應用せばいのならんといさゝく注意を述べたるのみ

尙此他注意すべき事あり其の古傳説は大よ後世の訂正を経たるゝ疑なき事はあり先古事記中よ於て伊邪那岐伊邪那美の二神の大八島を生み玉へりとして其の數と擧げたることの精細あると其の地理よ明らかなるは其時の進度よ過ぎて中々當初の傳説とはおもへれず又日本の傳説を以て果して三國混淆の傳説より成るものとすれど尙初其の史料を調合混和せしこと頗る精巧ありしを知る今後世の訂正よのゝりたりとおもへる一二の例を擧ぐれば火遠理命か其兄火照命を呪咀したる傳説の如き全く其意を變更して秋山下氷壯夫春山霞壯夫の傳

正偉云支那朝鮮の歴史より見あたらすと云へるハ記者の意に蓋このとを疑へるよや彼國の歴史より見あたらずて我日本の歴史より確乎たる上事實よりても疑ふへらざると甚多うるをや

説どし又日本紀の一書須佐之男命が日神の田圃より亂暴を行ひたる談話を見るにこれ亦全じ傳説の少しく變化せるものゝ過ぎざることを知る又神武天皇の倭を征畧せし傳説と神功皇后の倭を攻伐したる傳説と實と相類するも亦この例あり又神功皇后の朝鮮を征伐したる傳説ハ日本の古史には之を記載したれども支那朝鮮の歴史にて見あたらず又日本紀より據るよ神功皇后の夫君ある仲哀天皇は成務天皇の十九年(即紀元百四十九年)より生誕し玉ひ其父君ある倭建命ハ景行天皇の四十三年(即紀元百十三年)より崩し玉ひ父の死去と子の生誕との間より三十六年の間隙あり實よ甚しき矛盾と云ふへし

又古事記日本紀を熟讀して知り得る緊要あることあり其ハ太古の大切よりして少しも手を加へざる徵なり此を云ふハ上代の傳説を以て學者云々知へし此を彼此より言ふあらねど時代より支那風の既に日本に傳へりて支那の器具と思想とを日本人に傳へたる事これなり若此事よりして實ありとせば日本の開化を以て

正辟云こまらの學の日本より未だ古流の既よ
俗の興衰らざる前古の說書を著記傳なり本居氏古事記の說者も
無稽の說者也其の他に本居宣長を著し
其の說を以てかゝる別説をこそく
し亞細亞の入類なれば其思想の御類な
するとも其事物の御類な
うらん其事物の似な合
たるうあるを以てか
皆之を彼よ
るなりと思ふなはらて
愚なり又絶女泥天は河底
なこの字面よ女は河底
て彼より假りたるものありまた竈神の名
非なりなど云へるも
り充たるものより
其物は皆日本固有
の古事記傳其著有
人の道徳へはれども
り今此一段も至る等
尋常普通の至る等
の者

最初より本國より發生せしものよりあらざるの證據となりて實より
說よりて大切なることなり其の例證へ多からずと雖其の謬なかる
へしともへるもの、一二三を擧げんに出雲及九州の段に箸の事を載
せ又伊邪那岐命の左右の目より日月二神の生せし支那磐古氏の說
より變出したるものあり又黃泉の軍を逐ふ時伊邪那岐命が桃の實を
とりて之を抛ちしとの說又日神の備ひたる纖女を天衣纖女と記し又
高天原の河を天河と記し共々全く支那の名稱にして二つあがら偶然
よ符合せしよりあらずして支那より假りたるものありまた竈神の名
を記し其神の諸神に信仰せられし事を記したるも亦然り又傳說の甚
古き時代に釀酒の事を記したれども此も全く日本の發明として大陸
の發明より預りらざるものとの信じかたし此事に付てい傳說の前後
相合ひざるものあり其の紀元第一世紀の頃よも酒を珍しき物なりと

人の説を敢て異
る無きハ日本
古學に於ては未蘊
奥を極めざるか故
なり

武鄉云此の一段す
て想像説なまひ
辨するに及ばずか
く添削を加へは何
さも云へるゝもの
なり

正辟云酒は少彦名
神の造り初めたる生
と古書にたしかな
るをや

又桂は日本自然生
のものあり又鰐は生
何故よ支那よ限ま
るるものと云へる
其説猶きうまほし
此代勾玉鳴鏑等の
證據もあるとなし
寛云出雲風土記記
前風土記又鰐魚の
とあり

記したり實又古傳説中に載せたる海神の宮殿ハ全く支那の傳
説より類似し殊々其桂及鰐の如きハ共々支那の產物として日本の產物
よりあらざること明らかし又古傳説より古代日本人の粧飾物として勾
玉の事を載せたれども既にシーボルト氏の疑あり又近年シルン氏の
如き亦他國より傳來せしものあらんとの疑を生じ勾玉の石質を吟味
して曰玉等の石ハ未曾て日本より發見せざりし礦物ありとされハ
勾玉中のあるものハ及其石材ハ大陸より傳り又其を奇形又彫刻
せし術も亦大陸より來りしるらんと又傳説より載する鳴鏑と稱する矢
の一種の如きも支那風のものあるへし支那學を熟知して精細又日本
の傳説を詮鑒するあらへこの外より發見すること尙多かるへし以上列
舉する所を以てせば支那風の既くより日本に存せりと云へることの
欺らざるを知るへし

又云酒のとは神代
よ云る酒さ仁番か
かめる物さな混しあ
て見たるなり

又云大陸より交通せ
さる以前より勾玉あり
り玉作氏の人々もあり

頼唐云勝を支那物
と限られしハ博學者
者の言ことも覺えず
今も現に四國九州
中國邊よりハ殊よ多
き鷲なるハ實地の經
驗よりて明けきを上古
より國々多くヨリヨ
玉のござきは現より
古墳より出るを以て
しきを何といせむと企
ならましうバ日本物
人もかゝる幕なづめ
ざざ日本物より

古代にありてハ中々人心に染みたき支那風も爾後漸く潤ひ來りて
習慣風俗の移り替るか如く其思想さへ變化しぬること、はなれるな
りされば大古と中古と支那風の有無の唯其ノ厚薄あるのみ大古は
薄くして爾后の中古よりてハ其風も移る事速くありしといふの差
あるのみ其證すべきものあるハ乃言語是あり其證跡多うらずと雖其
支那傳染を受けたりとするものを舉べれば前世紀の日本著述家貝原
篤信氏新井白石氏の如き其痕跡の明白なる者二三を擧げたり然れど
も其議論を一層推究すること多く又更に支那の痕跡を發見せんと企
たるふわらざるう故より後日本人も外國人も此事より着眼せしもの少
しされど余輩試みてカヲ、クヌ、クニ、サカ、タヌ、ウマ等の日本語を以
て支那同物ある金、軍、郡、尺、壇、馬等より比較し其音義ともよおなしき
を知る是亦遇然の符合とすへらす此等の言語事物の多くの支那よ

正辞云此類のとは甚多し今悉く舉るに遑あらず言語の符合するとは獨支那と日本とのを
支那と日本とのを
よきらす梵語に鳥を迦々羅と云日本
本のカラスと合
す又天を素羅と云ふ日本のソラと全
く同じ猶いくらも
ある也こまらを皆輸入したるものこれ
もふはかたくり
なし

武鄉云此論ハ採る處あまざもこれを上古よさかのほりてかの子を金クリメを軍ミするか如きは誠に笑に堪へたり

ホトケ ヤラ

り輸入せしものと相同しとせり余輩れもふに上古の日本語(殊々其動植物の名及器貝製造品の名)を今一層注意拾集して支那語と比較することわらひ恐らくハ上古記録あらざりし以前の事情を知るの便するふらんかとさて朝鮮語とはいかゝといふよ上古の日本語を以て朝鮮語と比較するに支那語と比較するより更よ細密よ注意せざるへからず何とあれハ支那語とは大よ異なりて日本語と朝鮮語と其語脉最も親密にして頗ル相似たるの故よ偶々日本語の言義朝鮮語と符合したるものあうとも一概に朝鮮の傳來と爲すことを得ず然れども日本語の佛及佛堂と朝鮮語のアチャー及チエールと相似たるハ全く朝鮮より傳來したるものとして二國共に固有語にはあらず其元印度より出て、次て支那より傳へりうれより又朝鮮より傳へり朝鮮より日本に傳來せしなり日本語學者の此語原を(ヒトケ乃チ人氣)歸したれど質ひ

しかるべきものよりあらず

武郷云記者附會の
説をハ立てながら
をすかに其本よ反
りて考究すべき道
を述たるは生々學
者の比にあらずし
るるに返りて自國
の學者よして自國
のとを小智にのみ
求むると嘆すへし

余輩ハ同島國のアイノ人中に現よ行はる、風俗思想の元と外國より
傳へりしものよも説き及ばんとふもへども此總論既よ大よ冗長よ涉
りたれハさしおきつ今こゝス論局と結ぶ、臨みて言ひんとするもの
ハ抑此譯書の如きハ古事記を十分よ解釋したるものといふへからず
又余輩が日本古事の知識足らざる處ありて盡ざざる處多し日本の古
事を十分よ考究せんよハ古物學者の助を借りざるを得ず又日本の圖
書を蒐集して盡く之を批評し其益ありと覺ゆるものハ盡く校閲し
て其事實の智識を搜出するのみあらず尙支那朝鮮の記錄よも注目せ
ざるへうらす既に松下見林と云へる人あり此目的を以て多くの支那
書を搜索せり(此人の著書異稱日本傳と題せるもの)頗る有益の書
あり若し此等は書を翻譯せハ余輩ハ上よ云へる知識を得るよ大よ益

武郷云記者の公論
實に感すへし我國
の學者少しく察せ
よ

正辞云タイロル氏
の論感服々々

あらじ實よ平田氏の神道家たるの意見を以て日本の古事を考究し
たり余輩も亦余輩の意見を以て日本古事を考究せんとするよ此レ
迄此意見ある人甚少し僅にサトウ氏か數篇の論文を撰述して本會
雑誌より載せたるものあるのみ尙會員中の日本人の或ひ余輩のこの國
史を評論するを聞きて其不敬なるに驚く人もあるへしと雖恐らく
ハ余輩う後來の穿鑿を待つ所のものより有益ある發明を得べ亦將に
其心を和らくる所あるよ至らん尙日本の古史若し全く眞實あらざり
せハ之を信せんと欲するも信すること能ハざるへし眞實なるものな
りせバ信せざらんとするも亦能ハざるへし且余輩の目的ハ唯日本の
古史中よりて偽どふもへるを省き眞を擧げんとするよあるのみ近時
有名なる人種論著者タイロル氏曰歴史に批評を下すハ之を疑ひんが
爲よあらずして之を信せんか爲なり其目的たる編者の誤謬を發見

せんが爲みあらずして其の説の採るべきもの幾何あるやを確知せん
が爲ふり且史上の實事として取りうたるものも其使用よりてハ他
も亦採るべき者あり故又余輩ハ日本歴史みてハ彼の一千年間承天武曰
後なり以とい取らずといへども尙日本の古典ハアルタイク人種の最上
の古書たることを忘失すべからず

この総論及譯書の脚註も引用したる日本書の左の如し

姓氏錄

万多親王

舍人親王及其他

菅原真道

藤原繼綱

ト部懷賢

著者不詳

橘諸兄(案するに此)

万葉集

古今和歌集

紀貫之其他

万葉考

加茂真淵

謠曲拾葉集

忍鑑

大祓詞後釋

本居宣長

神代正語

本居宣長

冠辭考

加茂真淵

纂輯御系圖

横山由清
黒川真頼

真曆不審考

本居宣長

難語考

橘守部

國號考

本居宣長

日本釋名

貝原篤信

日本紀歌迺解

荒木田久老

古史傳

平田篤胤

異稱日本傳

松下見林

古事記傳

本居宣長

難古事記傳

橘 守部

古語拾遺

齋部廣成

穢威道別

橘 守部

稜威言別

橘 守部

諸國名義考寫本

藤原彥麿

真曆考

本居宣長

和名類聚鈔

源 順

古史通

新井白石

厚顏鈔寫本

僧契仲

日本紀通證

古事記

神宇古事記

假名古事記

校正古事記

鼈頭古事記

古訓古事記

標註古事記

大祓詞

神道新論

古史徵

竹取物語

谷川士清

太安麻侶

藤原旼興

坂田鐵安

無名

出口延佳

長瀬真幸

村上忠順

著者不詳

高橋吾良

平田篤胤

著者不詳

玉勝間

神代正語常磐草

山城風土記

東雅

和訓纂

大和物語

本居宣長

細田富延

著者不詳

新井白石

谷川士清

著者不詳

明治二十二年四月二十日印 刷

明治二十一年四月廿五日出版御届

明治二十二年五月八日再 版

定價四拾錢

譯述人 飯田永夫

神田區三崎町一丁目六番地

發行人 矢野萬太郎

小石川區水道町五十番地

印刷人 松澤虹三

麹町區下六番町十七番地

東京麴町區飯田町五丁目八番地

大賣捌所

日本文學發行所

同 下六番町十七番地

同

同勞舍出版部

賣

捌

所

東京本郷區本郷五丁目五十三番地
會通雜誌社
同日本橋區本石町壹丁目壹番地
大八洲學會
同通壹丁目
北畠茂兵衛
同通四丁目
金花
同神田區神田南乘物町
吉岡書
同京橋區南傳馬町壹丁目
吉川半
同小石川區大門町
青山清
京都新町通三條上ル町
池村久兵
大坂南區二ツ井戸町
藤原熊太郎
所

解題

別冊として復刊した『日本上古史評論』は、四六判百二十余頁の書物である。明治二十二年五月八日再版とあるから当時としては世間でかなりの声価を得た書ではなかつたか。

著者Basil Hall Chamberlain（一八五〇—一九二五年）は、嘉永三年英國ボーツマスで海軍中将の子息として生れ、明治六年五月^{一八七三年}二十四才の折、横浜に上陸。爾後六回程帰国した程度で、永く在日し、日本文化の研究者としての歳月を過した。明治四十四年スイスのジュネーブ湖畔に居を構へ、昭和十年二月十五日八十六歳で永眠した。彼の業績等については拙著に譲るが、橋守部の嗣子の令室東世子刀自から守部の著書を学んだことを一言添へておく（『異邦人の神道觀』）。

本書は彼の主著Translation "KO-JI-KI"（古事記）"Records of Ancient Matters" の一部の序論に相当する全文の翻訳で、飯田永夫氏の手になつたもの（氏についての履歴は目下不明）。この訳書はチャンバレン自身の古典観を存知する上に不可欠のものである点は申すまでもないが、訳書の上欄には、当時の第一線で研究活動、古典教育に当つてゐた田中頼庸・木村正辭、小中村清矩・黒川眞頼・栗田寛・飯田武郷等の錚々たる先覚らのチャンバレン説に対する批判が揭示せられてゐる点に、本書の特色の一つがある。短文の批判であるものの、この小文を通して先覚の古典観をも併せて了解出来ることはまことに有益なことと思ひ、本学会の事業にも相応しいと判定して上梓する次第である。

チャンバレンの原書は稀覯書で、筆者の参考とした原本は、昭和七年^{一九三二年}に日本の神戸で日本アジア協会によつ

刊行されたW·G·アスーン編書によつた。序論は序文を除くと五篇からなる。

緒題 Translator's Introduction

第一 古事記の箇用すべき事竝異本の詳説 Authenticity and Nature of the Text, together with Bibliographical Notes

第二 翻訳の仕方の事 Details concerning the Method of Translation

第三 日本紀の事 The "Nihon-Gi" or "Chronicles of Japan."

第四 日本古代の風俗習慣の事 Manners and Customs of The Early Japanese

第五 古代日本の宗教及政治の思想、日本國の起源及日本古伝説の事 Religious of the Japanese Nation, and Credibility of the National Traditions

チャンバレンは用意周到に学的良心に従つて序論を草し、古事記を訳し、注釈を受けたか、との事実の指摘は、英文古事記を一読する直に納得がゆく。本書にゐる片鱗は覗く。日本語の英語への翻訳が如何に困難であるかに充分気を配つて、彼は努力しつゝ訳してゐることには敬意を表したい。彼は仮令へば比古・比売をプリンス・プリンセスと訳してゐるが、この訳文が古語を正確に英語に移し換へるに成功したとは自身では認めてをらず、止むを得ざる処置であることを断つてゐる。^{七頁}殊にカミの訳語に就いては綿密な注意を払つてゐる。仔細は本書を熟読して承知願ひたい(安津)。

神道研究紀要 [別冊一]

昭和五十六年三月三十一日発行

会費年一、〇〇〇円

東京都渋谷区代々木神園町一一

明治神宮教学部内

編集兼
発行者

加藤玄智博士記念学会

代表者 伊 達

巽

振替口座 東京九一四二五九二番

印刷所 広橋精版印刷株式会社